

研究会報告の名称（案）

地域における「新しい支え合い」の姿を求めて
－これからの地域福祉のあり方－

第8回これからの地域福祉のあり方に関する研究会議事録

開催日：平成20年2月18日（月）

場 所：厚生労働省 共用第7会議室

○大橋座長

定刻となりましたので、ただいまから第8回これからの地域福祉のあり方に関する研究会を始めさせていただきますと思います。まず事務局の方から、今日の委員の出席の状況をご報告お願いいたします。

○事務局

本日は全委員出席です。

○大橋座長

本日の研究会は今までの論議を踏まえ、いよいよ3月の取りまとめに向けての論議に入りたいと思っております。事務局の方で今までの論議を踏まえて取りまとめの構成案をつくっていただきましたので、後ほどそれについてご論議いただきたいと思っております。既にご案内のように、次回が2月27日、第10回目が3月14日で、最後の第11回目、3月27日にまとめられればまとめたいと思っております。今日から本格的に実質3回にわたって論議をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、事務局の方で今までの論議を取りまとめた構成案をつくっていただきましたので、説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村企画官

では資料1に沿いましてご説明させていただきます。大きく6つに分けてまとめてはどうかという案でございます。

まず最初の部分が「はじめに」でございます。ここでは検討の経緯、今、地域福祉を議論することの意味、議論の前提として、これまで「地域福祉」がどのような位置づけだったのかといったことにつまましてまとめてはどうかと思っております。

2つ目の部分が「現状認識と課題設定」でございます。ここにおきましては、例えば少子高齢化の一層の進行。家族構造の変容による家庭内の見守り機能の低下。地域社会の変化、例えば産業化・都市化、あるいは限界集落がふえてきているということ、そして地域の連帯感の希薄化・コミュニティの脆弱化といったことに言及してはどうかと思っております。

次が福祉・医療政策の動向ということで、ここでは近年の福祉制度改革について、例え

ば措置から契約へ、あるいは市町村中心といった流れ、基盤の計画的整備、サービス量の飛躍的な増大、在宅重視、施設から地域へという流れ、様々なレベルでの自立支援が行われている、こういったことについて言及してはどうかと思います。

次に地域の課題でございますが、地域における多様な福祉課題として、例えば制度では想定していないニーズ、制度の谷間にある者への対応、複合的な課題、社会的排除の対象となりやすい者への対応、こういった福祉課題があるのではないかと。そして「地域でなければ見えない」ニーズがある。「地域移行」という要請もある。住民の自己実現ニーズの高まりもある。例えば参加意識の高い団塊世代が退職期に入って、元気な高齢者が増加するとか、住民のボランティア意欲の充足の必要性でございます。

そして制度的なサービスだけでは十分でなく、住民による支え合いが必要と。こういった現状認識と課題をここで述べてはどうかと思っています。

そのようないろいろな問題に対処する必要のあるものとして、その地域福祉の意義と役割はどういったものがあるかと思っています。いうのが大きな3つ目でございます。

まず地域福祉というのは、共助の空間を地域の中に位置づけるというのではないかと。ということで、共助のシステムを公のパブリックな開かれた空間として地域の中で設計する。自助のシステムである市場、公助のシステムである政府、共助のシステムであるボランティア、NPOなどがそれぞれの弱点を補い合うものではないかと思っています。

意義・役割の2番目といたしまして、地域の生活課題に当事者として取り組むというのが出発点ではないか。そこでは幅の広い福祉概念があり、行うことや対象をあらかじめ決めず、必要に応じ事業を組み立てる柔軟性というのが一つ地域福祉の意義と役割ではないかと思っています。

また、関わる人が自己実現する場をつくるということもあるのではないかと。いわば住民主体でございます。地域を基本として住民活動ができる場の提供。自治会・町内会の助け合い活動についてもここで言及してはどうかと思います。

また、関係者の連携によって福祉を推進、地域における人間関係の結合、ネットワークとしての地域福祉というものもあるのではないかと。そこで地縁的団体と機能的団体の関係、あるいは住民と専門家の関係、行政・事業者・住民の関係、それぞれいかにあるべきかと思っています。いうことをここで議論してはどうかと思います。

また、地域福祉というものの意義と役割といたしましては、コミュニティ再生の軸としての福祉ということもあるのではないかと。地域福祉によるコミュニティの活性化、地域の福祉化・まちづくり、地域全体の暮らしの質を向上させ、安心・安全の面でも高めると。こういう意義・役割があるのではないかと。ということでございます。

大きな4番目に、そのような地域福祉を推進するために必要な条件というのは何かということ論じてはどうかと。まず住民が主体となり参加する地域福祉。ここでは決定における住民主体、住民参加という側面と、活動における住民主体、住民参加という側面があ

るのではないかと思います。

ニーズ発掘のための方策はどうあるべきか。

また、支援の実施の場面において、ここで支援の新たな概念を提示してはどうか。例えば、人が生きるためのエンパワメントとしての支援。そこでは相手の動きを見ながら自分の動きを決めるというやり方。そして支援をすることでみずからもエンパワーされ、自己を実現するというものではないかといったことを論じてはどうかと。また、支援を実施する際の関係者の連携と役割分担についても述べてはどうか。

次にその条件といたしまして、生活課題に応じた多様なメニューが実施できること。

また、住民が主体となり、参加する地域福祉を実施するための環境の整備。一つは活動の拠点、一つは専門的な助言者（コーディネーター）、一つは活動資金でございます。

次に担い手の条件としてはどういったものがあるか。活動の核となる人材、様々な人材の連携、後継者の養成といった点についてここで議論してはどうかと考えています。

また、適切な「圏域」の設定というものの考え方についてここで議論してはどうか。生活課題やケアの専門性に応じ、身近なところから市町村に至るまで、重層的に圏域を設定すると。こういう考え方をまとめてはどうかということでございます。

また、そこでの行政の役割はいかにあるべきか。例えば住民の地域福祉活動をバックアップする。公共的決定に当たっての正統性の根拠となる。あるいは住民からのアクセシビリティを保障するという一方で、制度的なケアを無差別・公平に適用、専門的なケアを必要とする者に必要なケアを保障する、あるいは最低生活を保障するといった役割があるのではないかと考えています。

5番目に「留意すべき事項」。例えば専門家主導としない。多様性を認め、画一化しない。

「圏域」はそれぞれのレベルに応じて役割分野を図る多層的なものであり、その役割も固定されたものではない。あるいはリーダーの人材を確保する。「福祉」の範囲を限定しない、例えば防犯・防災、教育・文化、建築・まちづくりといったものもあるのではないかと。そして個人情報の取り扱いでございます。

最後に既存施策の見直しについて。既存施策については、上記の方向性を踏まえた検証と見直しが必要。検証・見直しに当たっての基準は次の3点かということで、ここで3つ提示してございます。住民主体となっているか、新たな支援の概念に適合しているか、地域福祉の推進のための新たなシステムの中に整合的に位置づけられるか、こういった基準でどうかと。そして、これらを踏まえて、既存施策のレビューについて以下取りまとめていくと。こういう構成案を事務局案としてお示ししております。どうぞよろしくお願いたします。

○大橋座長

ありがとうございました。私どもの論議をかなりきちんと踏まえて整理いただきました。

これから自由にフリートーキングいただきますが、改めて中村局長の方から、この辺を少し論議していただきたいということなどがあれば、先にご挨拶を兼ねていただければと思いますが、よろしく願います。

○木原委員

局長、一つお願いしたいことがあります。これからまとめる報告書を、誰向けに一体何を説いてほしいのか。この研究会の第1回目の冒頭で言われたことをもう一度おっしゃっていただきたいのです。私自身、この報告書の構成を見て、何を指すのかがわからなくなっちゃったのです。全体を読んで何かが見えてこないのですが、そのあたりをもう一回、こういうことを委員にお願いしたかったというのがあればお願いしたいと思います。

○中村局長

地域福祉についていろいろな方面から議論していただいて、資料の方でも資料2や資料3に、こちらはある程度、回を追ってご議論いただいたことについてそれぞれ項目別に整理させていただいたものも入っております。これからご議論いただくわけですが、どういふふうに取りまとめをしていただいたらよいのかなと思ひまして、これにこだわるわけではなく、一つのまとめ方としてこういう流れがあるのかなということで提出させていただいたものでございますので、木原委員から今、誰に向けてかというようなお話もありましたので、そういった点も含めてご議論いただければ幸いに思ひます。

そういった意味でございますので、構成案という形になっておりますが、資料2なり、資料3なりのパーツがありますけれども、一つの流れとしてこういう構成が考えられないかということで提示させていただいたので、議論の材料としていただいて、またこれが十分でないとか、これだとそれこそ報告書としてまとまりに欠けるということであれば、その点についてまたご議論いただきたいと思ひます。

私ども、この構成案を考へるときに、中でも議論してましたのは、一つ地域福祉の議論というのは、ある意味では福祉の世界の人では割合歴史のある議論ではないかと思ひまして、地域福祉ということで前回もいろいろなご議論が出たし、地域ということでどういふことを意味しているんだらうか、福祉ということでどういふことを意味しているんだらうかというご議論もこの場でもあったくらいですから、改めて、なぜ今この検討会をつくって報告するのかということも一つのポイントではないかと思ひましたので、はじめにまずこれまでの地域の福祉の位置づけというのは、これまでこういうことが言われてきたけれども、今回改めて、それこそ福祉制度の動向や最近の地域の動向を踏まえた上で、これからの日本全体が、福祉社会が望ましいというふうに考へたとして、これからの日本が福祉社会として進んでいく上で地域福祉ということに関してどういふ現状認識と課題があるんだらうかといったことを踏まえた上で、改めて3でございますが、地域福祉の意義と役

割を確認し、そういう地域福祉、いろいろな人がいろいろなイメージで地域福祉を語っていますが、これから必要とされる地域福祉の意義と役割がこういうものであるということについて確認されれば、それを実現していくためにどういうことが求められるのか、あるいは何が必要なのかということ整理してみてもどうかというふうに考えた次第です。

基本的にそういう流れになっていまして、その際、既存施策と書いてありますけれども、現実問題として様々な地域福祉を構成する要素として取り組みもなされており、この研究会でも、毎回毎回、それらについてレビューしていただいていますので、可能であれば既存施策についても今言ったような観点から改めて洗い直してみても、何かご提言いただけることがあれば、まとめていただけたら、ありがたい。そういうつもりで整理したわけでございます。

誰に向けて書くのかということですが、できれば一般の方に読んでいただけていただけるように書けたらいいのではないかと。したがって、例えば行政の福祉部局の方とか、地域で福祉活動をされている、ある意味でそういう方は当然読めばわかるのですが、その人たちだけの暗黙の了解の前提で、その上で書くのではなくて、むしろ可能であれば、そういうことについて普段考えたこともないとか、普段そういうことをあまりよく知らないとか、極端な話、「社会福祉協議会」という言葉は聞いたことがあるけれどもよくわからないという人が読んでも言っていることがわかっていただけないのではないかと考えています。これを読むとそれなりにわかって、一通りのことが普通の人に理解できるように書けないかなというのが、ちょっと欲張っているのですが、我々、資料1をつくったときの気持ちでございます。

○大橋座長

ありがとうございました。また最後にでもご挨拶いただきたいと思いますが、今の話がありますが、この研究会として自由に論議をするということですが、全く空理空論の話をしてしょうがないわけでございます。具体的な実践に基づいて、これからの地域福祉のあり方の方向性を探っていこうということでございます。そのことは細かな地域福祉実践のマニュアル的なものをここで固めて書くということでも決してないわけございまして、あくまでもこれからの地域福祉のあり方の方向性について整理をしたいということでございます。

その際に、既存の従来の社会福祉行政という枠にあまりこだわらずに論議をいただいてもよろしいのではないかとということも出てまいりますし、新しい社会システムというのはどうあったらいいのかという、そういう問題提起も少し投げかけてみたいということでございます。行政がやるのではなくて、行政と一緒にやっていくという新しい社会の仕組み、哲学、システム、そんなことを含めて少し問題提起をさせていただきたいということでございます。

したがって、一方では既存の施策そのものを全面的に見直して、こうあるべきだという行政施策のあり方を細かく規定する論議もしないといけない。必要があれば、こんな方向で今後検討が必要ではないかというスタンスで見直しをするということなのではないかと座長として受けとめさせていただいたわけでございます。

したがいまして流れは、現状から入りますが、ポイントは2枚目の「地域福祉の意義と役割」と、それを進めていく「地域福祉を推進するために必要な条件」、この辺を今日は中心にご論議いただければありがたいということでございます。細かなところに入ることや、個々の施策のここはどうだとかという話ではないということや、細かな実践の方法論そのものをやるところでもないということをも十分踏まえて、限られた時間でご論議いただければありがたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、主に3と4を中心にご論議いただくわけですが、はじめの方から、特に2のところの「現状認識と課題設定」につきましてはかなり論議をしてきました。2について、この場で細かなことを一々言う必要もないかと思いますが、どうしてもこういう項目は必要だということであればご指摘いただいて、座長としては今日3と4を少し方向づけしませんと、多分、事務局がまとめるにしても大変なのではないかと思っておりますので、その辺でご協力いただければありがたいということでございます。それではどうぞ自由に。

○木原委員

そうすると、私はテーマをちょっと狭く考えちゃったのかなと思いました。ここに研究会の開催要綱があるのですが、これに絞ってしまったんですね。こう書いてあります。「…このように、地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し支え合う体制を実現するための方策を検討するため、本研究会を設置する」と。だから私は、住民の支え合いをどうやって掘り出し支援するのかということが求められているのかなと思っていたんですけどね。ちょっと誤解していたのかもしれません。

○大橋座長

細かな部分は方法論的にもとても大事なのですが、なぜ住民のつながりが必要なのか、それが今、どういう流れの中で求められているのかという、先ほど、これからの地域福祉の基本的な方向として新しい社会システムとか、哲学とかと言いましたが、そういう流れの中で今言われたところをきちんと受けとめていただければありがたいということでございます。論議としてはそこがポイントになってくるとお考えいただければありがたいと思っております。それではどうぞ自由に。

○和田委員

この議論をしていく上で、よくまとめていただいているのですが、一つ私が感じましたのは、地域で暮らしていくということをサポートしていくということで、地域を基盤にした市民の活動、あるいは住民の活動というのが非常に重要で、その仕組みをいろいろな形でつくったり、サポートするという、ここはよくできていると思うのですが、自治体の役割というのはやはり大きいのではないかと思います。一般的なことというよりも、自治体が今やっているそれぞれの分野ごとのサービスの仕組みというものをもっと地域の中で組み立て直して、そしてエリアごとにもっと今の盾を超えた形で福祉を組み立てていくようなことというのを議論として提案していく必要があるのではないかと。自治体のそういう施策が大きく変わることと住民が積極的にこの活動に参加していくことと両方がないと、イメージとして、そちらの議論がこの報告書だと少なくなるのではないかと思います。

それは単に施策そのもののあり方というよりも、市民と共同してそういうものをどうやってつくっていくのか、あるいは市民が日常的にそういう仕組みそのものにどう参画していくのかということも含めて整理をする必要があるというのが一つ。

もう一つは、限界集落の話も出ていましたが、限界集落は過疎地だけじゃなくて、都市部でもそういう問題がどんどん起きていますので、参加はもちろんするのですが、参加が十分できないような地域というのがいろいろ出てきていますよね。ですから、地域の中に、今の施策からいけば小規模多機能のような、自分が住んでいるところの生活と福祉サービスがもう少し融合して、出たり入ったりというか、あるいはそちらの福祉サービスの方で地域を支える機能をうまく持たせながらやっていくような、そういう新しいタイプの地域福祉のサービスのあり方というものの中に入れておくというのが必要ではないか。この2点です。

○大橋座長

資料1の取りまとめの構成案は、一応整理をしていただきましたが、いざ報告書を書く段階にはいろいろ前後する部分があるんだらうと思うんですね。今、和田委員が言われたのは、3ページの中ほどに行政の役割と書いてあります。この住民からのアクセシビリティの保障だとか、こういうところに関わる部分と受けとめていいのでしょうかね。その際に、行政の再編成機能だとか、あるいは行政への参加の問題、これは正統性の根拠と書いていますが、そういうレベルのものなのか、あるいは2ページの3の「地域福祉の意義と役割」の共助の空間を地域の中にどう位置づけるかという時、あるいは新しい共助システムを考える時に、行政がその中でどういう位置と役割を果たすか。この辺の書き込み方で済むことなのか、もっと別に行政の役割みたいなものをと強く打ち出して再編成しろというところまでいくのかということをもう少し深めていただくと楽かなと思います。

もう一つ。2番目の問題は、従来は施設などは、サービスを提供する側の論議がありましたが、住民が共同利用するという視点をもっと大事にしろというふうにと受けとめてよろ

しいのでしょうか。一種の共同消費財的に、自分たちでつくっていく、自分たちで相互に出入りがもっと柔軟になるような、そんなイメージなのでしょうか。

○和田委員

後者の方は今のようなイメージなのですが、そういうサービスそのものによって今非常に弱っている地域を維持していくとか、あるいはそこでの生活が成り立つようにしていくという、福祉サービスそのものもっている地域を維持したり、再生していくような部分をもっと重視した形で地域福祉のサービスというのを打ち出していくということが必要ではないかということです。

前者の方は、委員長がおっしゃったように両方にかかってくると思うのですが、今、分権化していく自治体が福祉を中心にやろうとしているわけで、自治体がどういう役割を果たすのか、いわば地域福祉の企画経営という点では非常に大きな役割を果たすことになるので、これは住民参加でやるにしても、そのところについてももう少し大きな方向性をしっかり出しておいた方がいいのではないかという意味です。

大橋座長 そうですね。後者の方は、要するに行政のその地域の運営のレベルじゃなくて、もっと経営という視点からのアドミニストレーションというのはすごく大事なことなんでしょうね。

逆に私の方から今田委員にお聞きしたいのですが、共助の空間で、今の話のように行政というのはそもそもいったいどういうふう絡むのでしょうか。

○今田委員

まさにそのところの話をしたかったのですが、地域でそういうウェルビーイングがなえているところの一番の問題は、自助と公助というか、市場の原理でサービスを提供するのと政府・役所が提供する、これはどちらもいい面、悪い面があるので、ちょうどそのすき間がないんですよね。すき間でこぼれ落ちるところがとても大事なんです、それがなかなかお金のあれで解消できない。政府のあまねく公平にやるというのもうまくいかない。そこらあたりにいっぱい種々な問題があって、福祉というのは政府の行政がやる施策とか、市場がやるように一般化して普遍的に何かやれるものじゃない。やはり個別特殊な事情を抱えた人がどうにかならないかというところが一番大事なんだと思います。

昔は互助があったんですが、それは町内会、古い意味のイメージではなく、共助の方がいいと思っているのですが、共助というのは、そういうすき間のところを相互に支援し合いながら、自分たちで半分手づくりの福祉をやるということだと思えます。

ただし、ノウハウや資源やそういうのはあまりもっていない。だから、そこはプロがお手伝いできると思う。政府がやってもいいし、市場のシステムをうまく利用すれば、福祉のために役立てるように市場を使えばいいのであって、市場が福祉を提供するというのは、

そんなのはお金がもうからないとやらないから、むしろ市場を利用して、これをうまく使えば福祉のあれに利用できるよというアイデアを考えないとだめだと思っています。

結論を言いますと、前回、富士宮市の話がありましたが、あれはとてもいいアイデアだと感心したのですが、要するに、一種の細かい福祉関係の種々な活動がバラバラでいろいろあるものの、あれはあそこで一つのハブになるんでしょう。センターというのは、中心なんていうのはあまりよくないと思うんですが、様々な福祉活動、地域の福祉活動のハブになって、そこへみんなが来て、情報交換したり、こういううまい提案があるよとか、こういうときはこういうモデルでやるとうまくいくとか、そういう寄り合い所みたいなものにして、そこに普通の住民も来られるのがいいと思います。もちろんソーシャルワーカーも、ケアワーカーも来る。そういう集いの場にして、そこを中心にして手づくりの福祉を盛り上げていくといいのかなと思っています。

だから、ああいうハブをいくつつくるかですよ。小学校単位ぐらいでつくるのか、それとももうちょっと大きくするのか。そういう共助のシステムをうまく地域の中に根づかせていく。あまり行政がそこへオーバーコミットしても、また昔風の福祉かという感じになるので、そういうハブのセンターがうまく機能するように、黒子でうまくサポートするというのも自治体の重要な役割かなということで、そうすれば、みんな自分たちで本当に参加してやっているんだという気になれるのではないかと思います。

注意しなければいけないのは、そういうふうにしてやる福祉と、本当に社会保障できちんとやらなければいけない福祉をちゃんと仕分けして、社会保障としてやらなければいけないのはちゃんとやらないとだめだと思う。国民所得で見れば、先進国に名立たる低い社会保障費ですよ。だからそこはそこでしっかりやって、それに加えて、そういうところで地域の福祉を活性化する。そういうシステムがいいのではないかと感じました。

○大橋座長

それでは行政の立場で、清原委員、よろしくお願いします。

○清原委員

私は、先ほど座長に方向性を示していただきましたように、「これからの地域福祉のあり方」という研究会の名称に込められているのは、福祉のこれまでの取り組みを出発点にしなが、新しい地域を中心とした社会システムに関して、この研究会で何らかの方向性というのを示せていけたらなと思ってこれまで参加させていただいてきました。ですから、単なる既存政策の批判的吟味にとどまらず、むしろ新しいあり方について積極的に提案をしていくという方向でのまとめ方に賛成です。

その上で、なぜ、これからの地域福祉ということが現状の様々な課題、あるいは新たに台頭してきた少子長寿化の課題に対応できる切り口を与えることができるかという、第

1 点目には、様々な少子長寿化を巡る課題において、国がもちろん方向性を示し、そして都道府県が広域自治体として考え、市町村も基礎自治体として考えているわけですが、国がこのような研究会を発足したということは、国が取り組んでいくことに関して今まで以上に、国が方向性を示すだけではなくて、都道府県や基礎自治体たる市町村と役割分担、あるいは単に分担するだけではなくて、これは主として基礎自治体がすべきことに国が財源的な支援をするのか、それとも国がガイドラインや方向性を示しつつ、窓口として市町村、あるいは都道府県が何らかのかかわりをするのかというところなどについて、従来とは違う重みづけみたいなものを必要とするのではないかという時代認識があって、この研究会が発足したのではないかと思います。

実態から申し上げますと、介護保険制度も、障害者自立支援法も、国が、あるいは国権の最高機関たる国会が決められた法律にのっとって現場である市町村が対応しておりますが、介護保険の保険者であり、国民健康保険の保険者であり、そして障害者自立支援法について様々な取り組みをしていくときには、基本的には市町村の役割というのがこの 10 年ぐらいで、かなり重くなってきたと実感しています。

そして、それは全体としての財源も込みの地方分権への移行と必ずしも整合性を持っていないために、財源的な面でも、経営というキーワードを和田委員からも先ほど出していたのですが、経営の能力というの、かなり自治体に求められてきました。そういう意味で、地域福祉の中で、国と都道府県と市町村とで「経営の役割分担」、あるいは「責任の所在」ということについて「地域」という概念を国も重視しなければ、全体としてのスムーズな制度運用が困難になってきたという意味で「地域福祉」の「地域」の部分がクローズアップされていると思います。

2 点目に、高齢者対象の事業・サービス、障害者対象の事業・サービス、児童あるいは生活保護対象者等に分類されて、異なる局が対応しておりますし、私たち自治体が法にのっとったサービスを現場でやっておりますときに、いずれの対象者に対してもサービスを提供するときには、「地域」という概念を入れなければ適切かつきめ細かい福祉サービスができなくなってきました。

特に三鷹市のような自治体では、「福祉の総合窓口」をどうつくっていくかが課題です。つまり高齢者が相談に来たときに介護保険のことだけ対応していても、それだけでは対応できない。子育て中の世代が来たときに児童手当の話や医療費の話だけをしていてもそれはだめで、女性の自立の問題にも対応しなければいけないし、老親介護の課題があって、困窮を極めているかもしれない。

つまり、「福祉の総合窓口」的な対応が一つと、もう一つは「地域ケア」という取り組みで、高齢者であろうと、障害者であろうと、子育て中であろうと、そういう方たちに対して、「地域」というキーワードで総合的に対応しなければいけないということは、いずれの自治体でも今まさに喫緊の課題として取り組んでいるものと言えると思います。

3点目に、どうしても従来から「自助・共助・公助」と並べて、今まさに「共助の時代」だというふうと言われる傾向がないわけではないのですが、今回のこのこれからの地域福祉のあり方に関する研究会も、「共助」のところだけ強調し過ぎるとバランスを欠くのではないかなと思っています。今まで欠けていたので、この点は市民の皆様の実態に即して、共助についてどのような支援や条件整備があれば、よりそれが豊かになるかという提案をするのは必要不可欠だと思いつつ、先ほど今田委員もおっしゃいましたように、私は「公助」というか、国の責任、あるいは自治体が国と連携しながら、しっかりと公としてしなければいけないこともやはり明確にしなければいけないだろうと思いますし、「自助」でやっていただくべきところは尊重はしなければいけないと思います。

その上で、私たち自治体が求められているのは、「リーダーシップからコーディネート機能」へと移行しているということを私たちも自覚し、市長ももちろんですが、職員にも努力してもらっています。

地域にある多元的な資源、あるいは具体的な取り組みというものを、今日の前にある困難に対して、あるいは生活課題に対していかに編集していくかという、そういうことが求められています。

ただし、その専門性はいかがなものかと思っています。どういう専門性を身につければそのコーディネートができるのかということについては、今までの社会福祉士がやれるのか、介護福祉士がやれるのか、あるいはケアマネジャーがやれるのか、いいや、そうではなくて、先ほど言いました福祉の総合窓口をやるための幅広い専門性が自治体に問われているのかということなど、「専門性のあり方」についても若干関連せざるを得ないのかなと思っています。

自治体の責任というのは大変大きくなっているのですが、どうしても国が求める法定計画である障害者に関する「障害福祉計画」であるとか、「介護保険事業計画」であるとか、「次世代支援育成行動計画」であるとか、そういう計画は一定の年次につくらざるを得ない。それをいかに義務的に考えることなく地域の自治体が主体となって様々な市民の皆様や団体の参加を請いながら、自立的計画にしていくかというところにこの「地域福祉」というキーワードが入ってくると、私たち自治体の主体性というか、自主性がより出てくるのではないかと思います。国が強制するとか、枠をはめ過ぎるというのではなくて、いかに地域主体の、地域課題に即した地域福祉の計画等を策定していくか、それも負担感なくやっていくかというところで、ぜひいい意味での柔軟なガイドラインというか、マニュアルというか、そういうものをつくりながら、自治体間で、このところはあまり無意味な競争をすることなく、ユーザーたる、あるいは福祉の対象者の皆様が、どこの地域にあっても、いわゆる最低限の、あるいは最大限の恩恵に浴することができるような方向性を、この地域福祉のあり方に関する研究会では、少なくとも目指すべきところとして提案できればありがたいなと思っています。

○大橋座長

今回と次回は事務局でいろいろ作業もありますので、少し私の方から質問という形でさせていただきます。今の清原委員の意見は、3ページの「留意すべき事項」の中で、「多様性を認め、画一化しない」というのは一応確認しているんですね。これが地方分権としては大事だと思うのですが、しかし一方で、冒頭に言われた財源論だとか、そういう話になっちゃうと、また一般的・抽象的な国と地方自治体との役割分担みたいになってしまうのではないのでしょうか。

それはそれでわかっているけれども、今回我々が研究会として提案するのは、そのことを踏まえながら、もう少し踏み込もうよと。こういうところを出したいわけですよ。そうじゃなくて平板な報告書みたいになってしまう危険性があるのではないのでしょうか。必ずしも財政的に豊かでない自治体だって頑張っているじゃないか、なぜ頑張っているんだ、財政的に豊かなところが全部やっているわけでは何もないじゃないかというところを、自治体の工夫としてそこはどうしたらいいんですかね。手短かに。

○清原委員

本当に様々な地域が様々な福祉課題に関して、ユニークに、前例を気にせずというか、前例がない中を切り拓いています。それらの取り組みについては、担当者は全国的な規模で共有し、そしていいところは盗もうとしています。そして質を上げていこうと頑張ってくれていると思います。そうした全国的なネットワークというものについて、国には、いい試み、あるいは、これだけ財源をかけなくても、こういうようなサービスによって市民満足度が高かったというようなことについては積極的に共有できるような情報共有のための支えということはやっていただきたいなと思います。

あとは「競争と協調」と私たちは言うのですが、協調して、協働して、いいものは共有しながら、前例のない課題に陥ったときに、どうしても私たちは財源がないとき、国で何かモデル事業はないかなとか、そういうのを気にしてしまいます。そのときに、使いにくいお金の出し方というのは今までどうしても国は多かったというふうに思いますし、そこに税財源の移譲という問題が絡んできますし、ある意味で基準の柔軟な先駆的なモデルについては財源保障していただいて、その成功例について共有するというような循環をつくっていただくということが私たちのモラルを下げず、重要ではないかなと思います。

私たちはそういう先端的なところとか、財源が少なくて頑張っているところから結構情報を得ます。お金をかけてやっているところを市民・国民の皆様が評価されると困るなと思っていて、その辺は同じ東京都でも地域格差があるものですから、その辺は標準化をしていただければいいなと思いますけれども、そうじゃないところは、ここにありますように多様性を認め、画一化しないという方向には賛成です。

○大橋座長

今田委員が言われた国のレベルの社会保障の水準の問題と対人援助としてそれを地方自治体がどう展開していくのか、その創意工夫の問題というようなことが今いくつかありました。他にはいかがでしょうか。

○佐藤委員

少し今のことに絡むのですが、気になったのは、地元の住民の人たちだけが何かやるというイメージになってしまわないようにしないといけないということです。それは、共助という部分をどうとらえるのかということのような気がします。宝塚市社協の事例なのですが、民家を借りた小規模デイをやっています。運営委員会をつくって、住民の皆さんに運営委員になっていただいて、いろいろなサービス事業の意思決定は其中でやっていただくというような形態でお願いしています。運営委員の皆さんは、小規模デイは民家ですから、そこを活用して、デイサービスの事業だけでなく事業をいろいろ考えてやることを工夫していただいています。現在、1日7～8人ぐらい介護保険の利用者が利用されていますが、それ以外に、例えば精神障害の方が来られるとか、独居の高齢の男性が昼ご飯だけ食べに来られるとかという話があったり、相互保育ということで、子どもさんを連れただお母さん方が集まられて、育児の場に使われるとかというような空間になるという広がりが出てきています。

福祉サービスの専門職は社協が入れていますので、認知症のケア等の必要な部分については、専門職がそこに必ずかかわってフォローします。例えば利用者が家に帰っていきときにはボランティアの方が一緒に送られるという流れが出てきて、それが日ごろの地域の見守りにつながるケースが出きたり、徘徊のケースが出てくると、そういうケースをつないでいただいたり、周りで見守っていただいたりという流れが出てきています。介護保険のサービスではありますが、住民の皆さんと共同してやっていくことで、地域の皆さんが福祉について考える機会や実際に関わる機会づくりになり、そのプログラムが、その地域の福祉の力を上げていくことにも役立ちます。ただ単に介護保険のサービスという枠組みだけではなくて、子育ての支援の活動であるとか、介護予防の活動であるとかということもそこで展開していくというようなことが現実には起きています。

そういうことから言うと、ただ住民の活動、専門職のサービスというようなことでどう役割分担していくのかということではなくて、新たにそういうものをうまく組み立てると今までと違う展開が可能になるとか、少し違う効果が出てくるとかという可能性が出てきていると思います。そういうことができる空間が地域の中にある、もしくはそういう資源がうまくリンクできるような場があるということが地域の中でひじょうに重要なんだろうと思います。

だから住民だけがやるとか、専門職だけがやるとか、役割分担をしてやるのかというこ

とだけではなくて、そういうものが協働してうまく組み立てられるような、新たなプログラムができないのかなと思います。そういう意味での共助という部分が、仕組み、サービス、行政ももちろんだと思いますし、住民の皆さんの知恵も入れてやることができれば、全く違うものができていく可能性があるのではないかということを感じています。

もう一点気になっているのが、住民主体が必要であるというお願いと、住民が意思決定をしていく多様性が必ず必要だというお話をしたのですが、そういう部分とそれに伴う責任の部分は必ず出てくるわけです。

ずっと流れの中でみていますと、例えば公共的決定に当たっての正統性の根拠というような話がでてきて、行政の役割としてどう関わるのかということと、住民が集まっている色々な物事を主体的に決めてやろうという話と、公共的な決定というのが具体的にどういう関係になるのか、少しきちんとしたイメージが欲しいのです。そういうことが本当にうまく並び立っていくような仕組みとして考えられるのかどうか、整理がつけられるのかどうかというのは結構大事な話だと思うんです。金井委員も前回そういうお話をされていたと思いますので、公共的な決定と住民の主体性というようなものを、どういうふうにバランスさせていくことが可能なのかということについて少しお聞かせいただけたらと思います。

○大橋座長

今の問題は2ページの「地域福祉の意義と役割」の一番上の共助のシステムを公の空間として地域の中で設計するという、なかなか言い得て妙な言葉なんですよ。地域の中で設計をするということですよ。4つ目の丸のところに、地域における人間関係の結合、ネットワークとしての地域福祉で、行政・事業者・住民の関係はいかにあるべきか。つまり、行政は計画の中でそういうシステムなり方向をきちんと示して、実際の運用はもっと多元的にやってもいいかもしれないということもあるわけですよ。

先ほど今田委員が言われたように、実際のレベルでいくつぐらいのハブをつくるのかという話にも絡むわけですが、そういう設計だとか方向は行政が決めるかもしれないけれども、運営はもっと住民がいろいろやってもいいのではないかと。こういうようなところをもう少しこんな書き込み方をして欲しいと言っていただければありがたい。住民主体とは一体何なのかと。そのハブになるセンターに住民が運営委員として参加するというのもあるかもしれませんし、計画づくりのときに住民が参加するというのもあるし、参加自体は非常に重層的ですよ。あるいは地方自治体で、条例でつくって審議会をつくるというふうなこともあり得るかもしれないわけですね。

そういう意味では、佐藤委員が社協としては住民主体の社協と言っていたわけだから、本当に住民主体になっていたのかと。こういうところがまずかったからこういうふうにしませんかという、逆に積極的に言っていただけると大変助かるんです。そうしないと、こ

れからの地域福祉がみえてこないわけで。その辺はどうですか。

○佐藤委員

そういう意味では、例えばいろいろなことについて参加の場と、意見を言って物事を決定する場を保障していくということだと思います。サービス事業をやるということであれば、社協が事務局サイドで物事を決めてサービス事業をやるということではなくて、意思決定についても住民の皆さんにゆだねると。そこを使って、実際に動いていただく方々に意思決定をしていただくということで、起きたことについては、これは社協の事業になりますから責任は社協が持つということで、場を提供するというのも一つでしょう。もちろん、理事会、評議員会という枠組みも同じ話だと思いますし、様々なところでそういう場を保障していくことが、私としては社協という枠組みの今求められている部分だと考えています。

○大橋座長

この2ページの4の「地域福祉を推進するために必要な条件」で、住民が主体となり参加する地域福祉で、ややもすると住民参加とか、ボランティアとかいうと、活動における住民主体のところばかりに目が行きがちなんですよね。それをあえて分けて、決定における住民主体と住民参加、活動における住民主体と住民参加、これはすごく大事なことをここで整理させていただいたわけです。

だから行政だけじゃなくて、社協の場合であれ、あるいはNPOであれ、こういう政策決定における住民主体とは一体何なのかとか、そういうことはどうあったらいいかというようなことを少し知恵を出していただけると、私どもとしては共助のシステムを地域の中で設計するということがみえてくるのではないかと思うんです。

それを従来、抽象的に住民参加とか、住民主体と言い過ぎていたと思うんです。だから社協でそういう実践があれば、そういうことを教えていただいて、こういうことがあるよというふうなことですよね。だから共同募金で出てきましたように、小学生や中学生が参加しているなんていうのも一つ大事なことだったわけなので、そういうことも含めてご提案いただけると、事務局としてはひじょうにこれからの整理がしやすくなると、こういうことです。

○小林委員

抽象的な議論で恐縮なのですが、いただいた構成案には、自助・共助・公助ということが述べられているのですが、例えば共助でも、共助1と共助2というのがあってもいいのではないかという気がします。具体的には、見守り活動みたいなものは近隣の住民が自発的にやれるというか、やらなくてはいけないところだともいえますので、見守りネットワ

一クみたいなものを共助1というような概念で整理しておきますと、これに対して、さまざまな住民の活動をどこかで調整していくような共助の活動があるのではないかと。これまでの議論では校区社協の活動がとりあげられてきましたが、いずれにしても、近隣活動とはもうちょっと上のレベルのとことで共助2のような活動をサポートする仕組みがあるというように考えてみてはどうかと思います。

そうしますと、公助についても自治体のように地域を全体として取り扱うレベルに対して、地域の福祉行政区のようなものを考え、ここで「ワンストップサービス」ができるような仕組みが今でき上がりつつあるわけで、同じ公助でもレベルが違ふと思います。今、清原委員からご紹介いただいた、地域包括支援センターがこれに当たります。もちろん、高齢者だけではなくて、障害・児童も含めたワンストップの仕組みが必要だということですが、これはいわゆる第3の分権化の議論で、事態はここまで進んできているのだと思います。

自助については、これを家族内部のことと考えるのか、市場サービスを利用した自助と考えるかで違いがあり、整理が必要であると思います。

いずれにしても、地域福祉における議論をする際に、自助・共助・公助というように、あまりクリアカットに分けて議論しないで、一応そのように分けた上で、相互の関係を考える移行型を考えてはどうかと思います。その上で、それらのレベルをつなぐ仕組みがどうなるかを議論してはどうかというのが私の考えです。

なお、この場合、それぞれのレベルでの議論を、今、佐藤委員がおっしゃったような事業につなげていくような方向で考えるか、そうではなくて、住民が比較的自由に参加できるような、あるいは、立ち寄りができるような、そういうような方向でイメージするかによって、違いが出てくるのではないかとと思います。

繰り返しになりますが、整理の仕方としては、自助と共助と公助のレベルを、帰属性と活動性という形で整理してはどうかというのが私の感想です。

○大橋座長

とても大事なことだと思います。共助の中にもいくつかのレベルがあるという、それは考えによっては、さっき和田委員が言われた、運営のあり方についての共助の部分もあるかもしれない、財源的なこともあるかもしれないし、様々なレベルがあるかもしれないということを少し柔軟に視野に入れて整理しましょうということだろうと。

○木原委員

今の小林委員の第1共助、第2共助という発想ですが、同感ですね。先ほど今田委員が言われましたね。小学校区あたりにハブをつくって、そこで関係者も企業も住民も参加して一緒に考えればいい、と。そのときの住民というのは、関係者が把握しているNPOとか

ボランティアと言われるそういう人たちだということでしたね。しかし地域には「もう一人の住民」がいるのです。そこでいわば第1共助の世界が展開されている。

地域包括センターの相談活動にしても、じつは向こう3軒あたりでミニ世話焼きさんが相談を受けている。50世帯あたりでも同様に相談を受けている人がいる。数百世帯単位でも超大物世話焼きさんが見込まれて相談活動をしているのです。その人たちはハブまでは来ません。だから小学校区域あたりのハブで住民と一緒にやりましょうといったときの住民、それは、住民全体からすればほんの一握りの「特異な住民」にすぎないんですよ。もう一つの大部分の住民は、それぞれのご近所からは出ないで、そこでうごめいているという大変ですが、そこで日々助け合いをしている。それにはほとんど関知しないで、とにかく素直にハブまでやって来た、人口全体からすればほんの一握りの人だけを住民と認知して、その人たちについての「住民参加」とか「住民主体」とか言っているのは、どうも奇妙な感じがするのですがね。数的に言えば間違いなく、住民不在の住民主体論と言いますか。

○大橋座長

今の木原委員の意見は2ページの3の4つ目の丸の2つ目ですかね。住民と専門家の関係はいかにあるべきかという一般論のところをもう少し深めて言うと、住民の中にも、例えばワーカビリティを強くもって専門家を活用できる住民もいれば、あるいはアクセシビリティがあって、総合福祉センターなり、ワンストップサービスにつながる住民もいるけれども、多くの場合にはニーズも表明できないでうごめいているという、そういう言葉を使われましてけれども、うごめいている住民がいるはずだと。その方々のニーズをキャッチしてどういうふうにつなげていくかという媒介者の役割がある。それは必ずしも専門家じゃないかもしれないが、民生委員であったり、あるいはボランティアセンターの職員であったり、あるいは町内会長のお世話役の方だったりするかもしれないという、この媒介機能みたいなものをどういうふうに考えていくかということも大事だと。こういうふうに受けとめてよろしゅうございますかね。それをすぐに専門家と言ってしまうとちょっと溝があいてしまうよということで、木原委員は専門家と呼ばないけれども、隣近所の中にいらっしゃるよと。こういうことを一貫して言っているということですね。

○木原委員

地域は非常に多層になっていまして、まず向こう3軒あたりでちゃんとニーズを誰かには発信している。それを受けている人もちゃんといるんです。それはそこまでで、それ以上は出てこない。問題は、向こう3軒の問題はご近所が引き受け、そこが今度はご町内まで、そこから地区へつなげていく、ここの人材が今問題になっているんですね。

○大橋座長

どういう名称にするかはまた考えますが、とりあえず媒介機能というのはすごく大事だということを注目しておきたいよと。こういうことですね。

○三本松委員

今までの議論と関わってということもあるのですが、この報告書をつくっていくときに、「地域福祉とは」という、定義のところへ入っていくのか、それとも、例えば2ページの3の「意義と役割」というところを足し込んでいくと何か見えてくるものはあると思うのですが、そういう書き方になるのかということも確認しておいた方がいいのかなと思います。

和田委員の議論に若干関わるかと思うのですが、考えていく上で、社会福祉施設についての議論というのが必要なのではないかなと思うんです。施設は、従来の言い方で言えば公私論で、公の役割も果たしてきた。もちろん民間なんだけれども、でも公の役割を果たしてきたところもある。これまで施設の社会化とか、施設と地域を巡るコンフリクトの議論とかというような、そういう形で施設と地域との関係というのは従来、議論も福祉の中ではしてきているけれども、地域福祉というふうに言ったときに、この段階での施設と地域との関係のあり方というのはどういうふうになるのかということです。

例えば、その場合に、ではどういう役割を果たせるのかということ、施設というのはひじょうに専門性を持っているというところでは、その地域の中でのコーディネート機能を果たすこととか、拠点性を持っている場所があるという意味での役割を果たすことができるのではないかと思います。

今田委員の議論にかかわって、臨床性という特質を持っている福祉というのは、これまで身近な現場については、ひじょうに実践している人たちはよく知っている。ただ、そのことが一般の人にどう伝わっていくのかということ、どうしても何か自明なこととして次の活動に入っているのではないか。その自明性になっているようなことを課題としてもう少し共有化する、あるいは伝える技術みたいなことの議論が必要なのではないかなと思います。

そういう部分というのは大きく分けたときにマクロ、ミクロ、その間のメゾというようなところで言うとミクロの方の議論なのかもしれませんが、一方で、また福祉というのはマクロのあり方としての普遍性というか、例えば生活保護の役割みたいな、そういった議論もあると思うのですが、今ここで議論していることは、その中間のメゾのあり方を考えていくことなのではないかと思います。

小林委員がおっしゃっていた共助2に当たるようなところを考えていくとき、あるいは座長がおっしゃっている媒介機能の問題なんかを考えていくときに、地域のハブをつくるというときに、ではそれを具体的にはどういう形で担ってハブというものが形づくられて

いくのか。それが既存の町内会・自治会というものを含めたもの、でも町内会・自治会の弱体化ということも事実として一方にある中で、では新たなNPOなどの役割というものがまた期待されてくるわけですが、そういった中間集団への支援のあり方というのが今問われているのではないかというふうに思います。

最初の方で言いました自明性との問題で言うと、特にボランティアな活動、ボランティアセクターの持つ力というのは、課題の実践を通して問題を提起していく力、制度化するきっかけをつくる力になっているのではないかということ、その辺への支援のあり方というのが必要なのではないかと思いました。

○大橋座長

ありがとうございました。大変大きな地域福祉の考え方、概念整理をどうするのかということですが、地域福祉というものは必ずしも、学会も含めて、そんなにきちんと確認されているわけではなくて、法的には「地域の社会福祉を以下地域福祉という」というふうに言っているので、ここではどちらかと言えば演繹法的な形で考えるよりも、先ほど局長が話をされましたように、国民に今、社会福祉が動いているよと。それは社会福祉だけじゃなくて、社会の新しい仕組みを考えないとならないところに来ているんじゃないかという、そういうメッセージを出すとするれば、あまり学問的に演繹でこうだとかというのではなくて、機能的に、こういう状況の中で我々は少し動かなくてはいけないじゃないか、変えなくてはいけないじゃないかという打ち出しの方がいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

先ほど和田委員が言われたことは、要するに、施設の社会化論というのが一時ありましたが、9万ヶ所ある社会福祉施設をどう考えるかという、一種の共同利用施設的に、社会福祉法人も、施設も、もっと地域に目を向けて、住民の信頼に堪え得る共同利用的な資源なんだということを自覚して欲しいみたいなことを書くかどうか、これは少しご論議をいただければと思います。

3つ目の問題は、2ページの「地域福祉の意義と役割」の4つ目の丸の1番目ですね。地縁的団体と機能的団体の関係はいかにあるべきかというこの中で、ボランティアだけが突出してしまうのではなくて、市民活動とボランティア活動というのがそもそもどういう関係にあるのかと。私の言葉でいけば、ボランティア活動をなくして、すべての人が市民としてボランティア活動的なことをやればどうってことないんだけど、それができていないところが問題なのであって、その辺の関係をどう書き込むかということですよ。そこは多分、事務局はわかっていると思うので、忘れずにその辺は整理したいと思います。

○榊原委員

恐らくこの場で唯一の一般国民の一人なので、この構成案について思うところをいくつ

か述べさせていただきたいと思います。

今も地域福祉の定義のご指摘があったのですが、実をいうと、一般国民がこういったレポートを手にしたときに、パッとみてまずこの「地域福祉」という言葉に必ずつまづく。誰もわからない。「福祉」という言葉は日本語でも、日本の国家が近代化するときに輸入した概念でつくった言葉ですよね。大和言葉の中に実は根づいていない言葉で、私たちが報道で使うときにもちょっと考えるわけです。どういうふうに使われている言葉なのかという意味で、こなれていないなと普段から実は思っていて、とても大事な概念なんだけれども、一般の人たちに、「あ、福祉、これね」と思えるところまで実は身近な概念になっていないのではないのかなと思います。

というのは、これまで福祉というのは施設の中であって、措置のハードルをクリアできて施設へアクセスできた人は福祉にたどり着いたけれども、それ以外の人は実は無関係で過ごしているというような状況があったわけで、福祉は限られた、ある程度閉ざされた世界の中に置かれていて、自分は必要ない人、あの人は必要ある人みたいなイメージでとらえられていたと思うんです。でもここで議論したい、メッセージを発したいのはそういう福祉ではないはずで、だから違うんだよということを伝えるためのところの位置づけはとも丁寧に必要なだろうと思うんです。

この場合、「地域福祉」とあえて使っていらっしゃるのは、素人の理解でいくと、ナショナルシステムとしての福祉を議論するのではなくて、もっと住民に身近な暮らしの周辺にある福祉という意味で言っていらっしゃるんだと思うので、そののところを、例えばサブタイトルか何かでもいいので置きかえて、暮らしの安心を支えるシステムをつくり直しましょうとか、地域での支え合いをつくりましょうとかというようなみんなにわかる言葉をもう一つ重ねた方が、専門家にはパッとわかるところを、一般国民にはもうちょっと引きつけるための翻訳のようなことが必要なのかなという気が一つしています。

もうプロの方たちは多分、この2枚目、3枚目に早く行って深めなきゃという感じだと思うのですが、素人的にはこの1枚目がとても大事だと思うんですね。そもそも福祉という言葉でつまずきそうな人たちがザーッと引きつけられていくためには、「ここにすごく大事な課題があるんだよ」と気がついてもらうためには、今の日本の現状にどんな課題があるのか、それは一人残らずみんなにとっても関係あるんだよということをきちんと伝えなければいけない。そこをいかにうまくやるかというところがとても大事だと思うんですね。

その時に、例えば言い方として、戦後型の日本の暮らしの安心のシステムというものがあつただけけれども、実はそれは企業が随分福祉もやっていたり、親族ネットワークに支えられた家族というものが結構やっていたり、企業や家族が強く、ある程度元気だった時代につくられた福祉のシステムというもので日本の政策はやってきたただけけれども、今、少子高齢化がここまで進み、企業も国際競争にさらされて大きな福祉までやっていられなくなって、福祉が相当放出し始めている。家族も小さくなった。

その中で、では一人一人、みんなが不安を抱えず、路頭に迷わずにやっていくためにはどうすればいいか。その中で今、地域の中での支えがとても必要になっているんだというような言い方だと伝わるのではないかなというような気が一つします。

もう一つは、みんな誰でもこれだけの長寿社会になったら、絶対に人生のどこかで困るでしょう。だから福祉というのは一人残らず全国民の課題になっていますよねというふうな持っていき方もあると思うんですね。老後ももちろんそう。子育てだってみんな困っている。教育もそうですし、子どもが育ってきても引きこもりがあったり、今、家族の中でもさまざま問題を抱え込んでいる。障害になったとき。今、就業支援というのもとても大事になっている。という意味で、様々なところですべての人が自分の人生のコースの中では必ず人の支えを必要な状況になっている。そういったところで新たな支え合いのシステムは必要になっているんですよという呼びかけも一つあっていいのではないかなと思います。

これから人口減少が強烈にはじまって行って、かつて想像できなかったような社会の姿になっていくという今、転換期にあるから、これからへの準備としても必要なんだと思います。企業や家族だけ、元気な人たちだけ頑張ってやって行ってねというのでは、誰も国民は安心して生きていけなくなっているから、これからの少子高齢化、人口減の社会の中での新たな支え合いというものを早急につくっていきましょうというような呼びかけがあると、私にも関係あるのねというような感じになってくるかなというふうに思います。

1枚目の丸がずっとあるところの一番下に地域の課題とあって、地域における多様な福祉課題とあるところの1つ目のポチのところで、制度では想定していないニーズが出てるとあって、そのとおりなのですが、これは想定していないニーズというよりも、制度で拾えないニーズがすごく増えているというふうに、マスコミなどでついつい危機感を訴えるところが過剰になり過ぎる嫌いはあるのですが、なぜみんなが今までの行動パターン、発想パターンを変えなければいけないのかということに気がついてもらうために、どこに問題があるのかということクリアにしておく必要があると思うんですね。その後で地域福祉の意義や役割というふうに展開していくと、みんな考えようというような流れになりやすいかなと思います。

その時に、共助・自助・公助という言葉。実はマスコミ関係者も福祉をちょっと勉強すると何かわかったような気持ちになってきて、この言葉を使うのが好きなのですが、この言葉もわかりにくいんですね。これも、例えば共助だったら「支え合い」とか、「お互いさまの助け合い」というふうな言葉をちょっと添えてみるとか、自助も「自己決定と自己責任」というふうに言いかえてみるとか、もうちょっと言葉を足しつつ展開していきたいなという感じがします。

これまでのこの議論で出ていたのかどうか、私も欠席があったのでちょっと不確かなのですが、先ほど今田委員からも話がありましたが、福祉が日本ではとてもスリムでコン

パクトでやってきているという状況のままでいいのかという議論も、ナショナルシステムを議論するときじゃないときにはさわらない方がいいという判断が皆さんにはおありかもしれませぬ。しかし、やっぱりちょっとこのままでは無理であろうと思います。今まで企業であり、家族であり、出している人がいたわけですね。それは政府の予算の数字には乗らなかったかもしれないけれども、どこかで社会の中の富、力としては回っていたものがあつたものを別のところにつくって回さなければいけなくなっているんだとしたら、やっぱりそれは財源という形でも明示化していく必要があるのかもしれない。本当にみんなで手弁当で頑張ろうねというだけで大丈夫なのかなと。そこをもう少し踏み込んで、研究会の議論なので、出してもいいのではないかなという感じもします。

○大橋座長

とても大事なことです。多分、「はじめに」でその辺をやわらかく書くのかと思いますが、最後は榊原委員に校閲をいただかないといけないかもしれない。私なども、NHKの社会福祉セミナーというのは中学校を卒業した人がわかるように書きなさいと。はじめから「社会福祉」というのが入ったらだめなので、やっぱり「社会福祉」のイメージ、貧困ですとか、施設のイメージですとか、そのところ、少し概念砕きをしながら説き起こしていく必要があるんでしょうね。ありがとうございました。

○小林委員

今の榊原委員の発言との関連で、やはり構成案の1ページの2のところについて申し上げた方がいいかなと思うのは、ここの部分には地域の類型が全然書かれていないのではないかと思います。地域が、地域一般になってしまっているような気がします。地方と大都市とやっぱり違うだろうと思います。自治会がしっかりしているところと、それがもう機能しなくなってきているところなど、いろいろなタイプがあると思います。

昨日、民生委員関係の会議に出席したのですが、典型的な問題として、オートロックのマンションがたくさんある地域の民生委員さんの活動の困難性が話題になりました。ここでは民生委員が中に入れなため、生活が完全に密室になってしまっている。助けを求めようにも求められないという状況が出てきている。これは地域にとってはどういう課題を提起することになるのか。このような問題もやはり考えておいた方がいいだろうと思います。

常盤平団地の中沢会長にお話を伺いましたが、個別化・孤立化が本当に進んでしまつて、あるとき、というようなことはよくあると思います。これを地域の類型とってよいのかどうかよくわかりませんが、このような状況を2のところを書いていただくとともに、これに対する対応を3、4のところでもどこか触れていただいた方がいいのではないかなという印象をもっています。

○大橋座長

今の問題は、長谷川委員もずっと言われていますし、横浜の自治会の状況も言っていますし、ちょっとそのことも触れて、どういうふうな書き方をするか。地域の類型なんて言われると、また社会的に類型化するのかという話をすぐに思い浮かべちゃうので、こういう地域もあるとか、いろいろなことを言いながら、今日的に都市の中ではこんな問題があるとかという、やや機能的に状況を説明していくということが大事なことなのかなというふうに思います。

○長谷川委員

今日いろいろと各項目を拝見いたしまして、全くこのとおりでろうなと思いました。特に今日、3番、4番ということでありますと、地域が今一番求められていることは地域の求心力ではないかと思っております。その求心力は、それはどういう形で求めたらいいのかということになってまいりますと、今、地域住民が一番関心を持っているのは防災であり、減災であり、防犯であり、子育てであり、そしてまた環境問題じゃないかと思うのですが、そういうことを考えると、私たち民生委員の立場として、密室云々というような、オートロックの中に入れない、全くそのとおりののですが、ちょうど民生委員制度創設90年にあたり、「災害時の一人も見逃さない運動」をやってまいりました。そこではまず自分たちが学習しながら、また、緊急連絡網をどうもっていったらいいのか、マップづくりの実施、それをお互いに共有しながら連携をしていこうとしています。

実際にできたマップを地域の中でどうお互いに共有し、それをどう連携していくのかということが一番大切なことであって、それは民生委員だけの問題ではないと私は思っております。そういう意味で、これを地域の中で、地域全体としてお互いに勉強するということはお互いに関心を持つことですから、お互いに関心を持ちながら、個人情報等の関係で情報が入ってこない中で、隣の人がどういう方がいるかわからないというような、また、町内会の名簿すらないというような状況の下での連携の仕方をどうしていったらいいのかと思っています。

それはマップづくり等についても、それらをいかに共有し、消防、あるいは社協、学校、幼稚園・保育園などの教育機関等との連携をどうもつのかということは、民生委員は今までやってきたのですが、これからは地域全体として関心をもってやっていくということが一番大切なことであると思います。そういうことをすることによって私は必ず地域の求心力というものは増してくるだろうと思っております。

したがって、そうした防災・防犯、特にこれからは環境ということをお互いに関心をもって対応していくことが地域での求心力を高める要因につながってくるのではないかと思います。

また、木原委員は50世帯云々ということをおっしゃいましたが、それは本当の一部であり、もっともっと広く地域というものは一つ拠点が違って、1,000世帯ぐらいが1つの地域であるし、また3,000世帯、5,000世帯というものがもっと広い、いわゆる連合町内会単位と申しますか、そういうことにもつながってくるわけです。一つ一つの積み重ねをいかに組み合わせて仕組みづくりをどうしていったらいいのかということがこれからの課題になってくるのではないのかなということをおもっています。

○大橋座長

小林委員は地域の類型という言葉を使ったので、さっきそれが引っかかったのですが、いろいろな地域のいろいろなタイプ、類型によって、出てきている生活問題の違いみたいなものを少し例示的にわかるようにしたらどうかという意見と受けとめてよろしいかと思いますが、そうしたときに、今の密室の問題も1ページの地域の課題のところ、先ほど榊原委員は制度では想定していないニーズ、それだけじゃなくて制度では拾えないニーズということを言われたんですね。3つか4つ下に地域でなければみえないニーズと書いてございますが、逆に、地域でも制度でも拾えないニーズみたいなものがあるわけでしょうね。

例えば、インターネットを通じて自殺志願者を募って集団自殺するなんていうのは、地域でも制度でもなかなか拾えない問題ですが、ただ、そういう状況がありますと言っていると社会不安を煽るだけになってしまうので、どういう書きぶりにするかというのは難しいのですが、やっぱり我々は新しい社会システムで、本当に地域を基盤にして考え直さないといけないというメッセージを出す上ではそういうことも含めて考えておかないといけないのかもしれないと思います。

そういう意味では、3ページの「留意すべき事項」のところ「福祉」の範囲を限定しないという、防犯・防災とか、教育・文化とか、建築・まちづくりとか、一応例示的に挙げてございますので、この辺を少し膨らませながら、あまりとらわれた福祉感だとか、制度ではなくて、住民が置かれている生活課題、さっきの榊原委員の安心・安全のネットワークみたいな話ですが、そういうものをどう地域でつくっていくかみたいなことを考えたいと思っています。

○木原委員

例えば神戸で、仮設住宅から、住宅としてはよく整備された復興住宅に移った途端に孤独死がゾロゾロ出てきたと聞きます。つまりそういう、福祉とは直接関係がないと思われる住宅づくりというもののあり方1つで、福祉にストレートに影響してしまう。

日本女性建築士会が、高齢社会対応の建築を研究していたのですが、例えば一人暮らし老人宅を必ず住民が通らざるを得ないような構造の集合住宅にするとか。だから、福祉部

局はただ自分の専門分野に取り組んでいけばいいというのではなく、福祉とは直接関係のない域内のさまざまな企業や公共機関に対して、やっぱり福祉と関係あるんだよというメッセージ発信をしていく役割があるのではないか。彼らもまた地域住民の一人として、自分の専門領域から「参加」していく義務があるのだとね。

○大橋座長

確かに国土交通省の高齢者の居住確保に関する研究会では、地域開発をするときにソーシャルワーク的な視点がないとだめだというのは大分気がつきはじめているので、この報告書に書き込めるかどうかは別としまして、そういうことが論議になっているということは意識して、特に「留意すべき事項」のところは触れられれば触れるということで取り扱いはさせていただければと思います。だからそこは住宅は住宅で勝手につくって、高齢者ケアつき住宅といっても、それを支えるボランティアが地域にいなかったり、人間関係が全く絶たれて、移住してきてもそれはもたないという、そういう状況の注意を喚起するという方向でよろしゅうございましょうか。

○河西委員

密室ということで、都会の中にも多々増えております。私どもの町でも740戸というマンションができました。個人情報保護法ということで名簿もつukれない事態が発生しております。そのままですと何の手立てもできないということで、いわゆる避難訓練、あるいは防災訓練を頻繁に行いました。それに参加する人の名前を書いていたいています。8割ぐらいの名簿が集まったところです。

また、先ほどから出ておりますが、私ども町活動を行う中で、住民主体の決定、あるいは活動の決定とか、いろいろなお話が出ています。既にこれは地方行政の施策の中でも一生懸命進めているところで、市長さんがお話しされたとおりののですが、それが住民全体、地域全体に広がっているかということが問題ではないかなと思います。

先ほど細かいルールだとか、制度だとかいうようなお話もありましたが、実は私どもが一番お願いするのは、いわゆる地域行政が、市区町村の中で地域の福祉をどう指導していくか、コーディネートしていくかということが一番大切なところではないかと思っております。地域格差の生まれる、福祉の格差の生まれる原点は、地域住民の福祉に対する意識が向上していないということが問題ではないかと思えます。

実は地域の中でも、自治会・町内会が衰退しているというお話がありました。防犯という切り口では全国で何万というボランティア団体が活動されていいますが、実はこのボランティアさんはすべて地域ボランティアなんですね。地域から立ち上がったボランティアさんです。こういうふうな形も成り立っているわけですが、福祉はもっと歴史がありますので、もっと多くがあるわけで、その地域ボランティアという福祉団体がもっとたくさん出るべ

きだというふうに思います。

自治会・町内会の連合会と並行して車の両輪のような活動で地域福祉協議会というのがありますが、これがしっかりと、連合会と福祉協議会が手をつないで活動しているところはすばらしい活動が今展開されています。今まである制度をどう充実させるかということが一つ大切ではないかなと思います。それには、こういう席での皆さんの知恵を、地域までつなげるような方策をお願いしたいなと思っております。

○大橋座長

河西委員の意見は2枚目の3の「地域福祉の意義と役割」の2つ目の丸ですかね。地域の生活課題、防犯なら防犯、防災なら防災という、当事者として取り組むところから結果的に福祉が出てくる、みえてくるということで、上から何かやるというよりも、こういうことを大事にしようということにもつながりますし、そこでは幅の広い福祉概念だとか、行うことや対象をあらかじめ決めずに、必要に応じて事業を組み立てる柔軟性だとか、あるいはその一番下のところにコミュニティ再生の軸としての福祉ということで、地域全体の暮らしの質を向上させ、安心・安全の面でも高めるとか、こんなところで深められればと思います。こういうふうに受けとめてよろしゅうございましょうか。

○今田委員

さっき自助・共助・公助という話で、ちょっと抽象的な言葉なのですが、それら三者がうまくトリプルシステムで社会の活力が出ていけばいいというのはあっていいと思っています。問題はそのイメージですが、先ほど榊原委員もおっしゃいましたが、これは頭で考えている議論なので、具体的な現場におろすときは、例えば共助のイメージというのはNHKの番組「ご近所の底力」が近いのではないかと思います。あのイメージなんですよ。あのイメージが共助なのであって、みんな一緒に抽象的に支え合わなければいけませんよという意味ではないので、だからそういう感覚にピタッとくる言葉づくりみたいなものもとても大事だと思っていました。

ずっとこの委員会で違和感があったのは、第1回目の研究会で既存の地域福祉に関する既存の関係制度・施策というものでズラズラといっぱい出てきましたよね。僕ははじめて聞いたものが結構あるんです。市町村社会福祉協議会、本当にこれは知らなかった。社協、社協というけれども、何の話をしているのかなという感じでした。それから、共同募金は知っていますが、生活福祉資金貸付制度とか、福祉サービス利用援助事業、権利擁護は知りませんでした。民生委員・児童委員、これはある程度知っている。その他いろいろ。この制度ないし人たちはどこにいて、何をやっているのかというのが一般の人にわからない。だからこそハブみたいなものをつくって、こういうものがみんな集まって、知恵を出し合って、むだは省いて、一緒にうまく福祉を担う人たちだって相互支援しないといけないと

思うんですね。

もちろん一般の市民の方を支援するのが福祉というのでもあるし、一般の市民の人たちの間で相互に支え合って支援し合うということもあって、だからそういうのがうまく機能して働くように制度づくりをちょっとうまく考えてみないと、今のままだとわけがわからない。私レベルでわからない。半分ぐらい福祉のことをかじっている人がわからないんだから、普通に聞いたらまずわからないというのが一つです。

それから、かなり福祉の概念が広くとらえられるようになってきたと思います。以前、QOLとか、クオリティオブライフとかで、70年代半ばごろから80年代ぐらいまでいわれてきましたが、福祉指標とか、社会指標とか、OECDも主導になって結構はやったんですね。ところが80年代に入って以降、特にヨーロッパの方では廃っちゃったんですね。それどころではありませんというような感じで、経済が不確定になって、そんなことは言っていられませんというので、だめになってしまいました。それをもう一度、こういう福祉の観点からやり直すというのはとてもいいことで、国が主導でやるよりは、そういう地域のご近所さんの力でどうやってやっていけるかというのが一つの新しい視点だと思います。

それともう一つ、リスクに対して、リスク社会に対して応答的になるというのがとても大事で、富に応答的になるのはもう十分これまでやり尽くしてきて、格差や富裕度はいっぱいあるので、リスクに対してレスポンスブルになってというのは、これは絶対に地域でなれる。連帯・結束は、リスクに対して安全・安心のためにと言ったら、みんな絶対に集まりましょう、やりましょうとなりますので、むしろ今までは前向きなことをやるためにみんなの連帯、つながりと言っていたけれども、自分たちの安全・安心を守るための連帯とか、つながりというのはとてもやりやすいので、その辺の工夫も交えながら、そればかりではだめですが、政府もちゃんとそれに対応できるようにというふうにはやらなければいけない。それも三者分担でやるべきだと思います。

先ほど企業をどうするかという話をしましたが、企業だって売名行為でフィランソロピーだとか、メセナとか、バブルのころにやっていました。景気が悪くなったらさっさとやめた企業はかなり多いのですが、そういうことをやるんだったら、ハブみたいなセンターをつくって、みんなもやるけれども、地域の人もやるし、行政側もやるけれども、そこに企業も入ってやりましょうよという、何かそういう三者共同システムみたいなものができるといいなと思います。

やっぱり企業も本当にまじめにメセナ、社会貢献をやっているところもありますけれども、形式だけでやっているところもあったりするので、その辺、そうじゃないというのが地域の住民にもわかるような、一緒にやっていたらわかりますから、本気でやっている企業なのか、そうでない企業なのか、その辺、お互いよく確認し合いながらやっていくと、もう少しましな福祉社会になるのではないかなという感じがしています。

○大橋座長

なかなかきついですが、一つは確かに言葉の問題はありますね。昔でいけば駆け込み寺みたいなものがあるわけですから、ワンストップサービスなんていうのは一種の駆け込み寺かもしれません。

○大橋座長

生活便利屋という言葉があったので、生活支援便利屋サービスというのものもあるかもしれませんが、後半の部分の企業なども参加してというのは地域福祉プラットフォームなんていうのを随分頑張ってきているところもありますので、そういう実践も踏まえながら少し考えさせていただきたいと思います。

○金井委員

今日も本当は3と4を中心にしなければいけないとは思っていますが、やや素人になりますと、どうしても1、2の方が大きな問題になってしまうのかなということで、いくつか感想なり、コメントを述べさせていただければと思います。

1つ目は、地域福祉を説得するなり、社会に広げるという場合に、反対のシナリオと一緒に提示していただければなと思うんです。これは報告書の書き方としてですね。

地域福祉がどういうふうに定義されるかわかりませんが、「地域福祉がないとどうなるんですか」ということを書いていただければなと思います。地域福祉を望ましいという人の場合には、地域福祉がない状態はひどい状態だというシナリオになると思うのですが、それはそう単純には多分行かない。座長がずっとおっしゃられている社会哲学と言いますか、社会のあり方の選択を問うということは、どういう社会の像を求めるのかという議論を巻き起こすことであり、そういう意味でも、今後、「地域福祉がないという状態はどうか」と。それでいいという人もいるかもしれませんが、それ自体について議論を問いかけていただければなというのが1つ目のお願いです。

2つ目はそれに関連するのですが、6の方もありますし、あるいは各委員からの議論でも一番大きく出ているのが、地域福祉の範囲は、いわゆる福祉といいますか、厚生労働省の所管領域ではおさまらないというのが普通感覚なんだろうと思うんです。ところが、私前回も申し上げましたが、ここで既存施策というのは社会・援護局の領域さえカバーしていない範囲であって、まさに各委員が感じているニーズと事務局サイドが書ける範囲が、つまり、ニーズと供給能力のギャップかもしれませんが、そこに大きな乖離があるのではないかなと思います。それはぜひ突破していただければなと思います。

厚生労働省に他省庁の分野への詳細なレビューをしろというふうには言うつもりはないのですが、やはりある程度広い範囲について議論を巻き起こす形を言わないと、やっぱり地域福祉、あるいは、榊原委員がおっしゃる用法を使えば、地域の暮らしの問題について、

言及したことにはならないのではないかなと思います。そういう意味では既存施策が、今田委員がおっしゃられたように、あまり知らないような各個別的な小さなものではなくて、誰でも知っているようなかなり大きなものをどんどん入れていく必要があるのではないかなと思います。

そういう意味では、レビューは難しいと思うんです。詳細なレビューには多分ならないと思いますが、むしろ地域のニーズを発見した場合、どの制度につないでいくかという場合に、厚生労働省の中の制度もありますが、その他、建物の話から、防犯防災から、色々幅広い。深い内容は言及できなくていいと思うのですが、大きな方向としていろいろなものがあるということをぜひ言及して欲しいなというのが2つ目のお願いです。

3つ目は、課題認識というか、現状認識なのですが、ここで書かれている産業化・都市化というのは、若干これは一時代前の地域イメージなのかなと思っています。多分、農村社会的な地域があつて、その後、産業化ないし都市化、あるいは専門化ということで、専門分化と経済・人口の右肩上がりの中で、しかし専門化によって何か対処できるという時代が一応あつたと。その2つの時代が終わって、村落共同体型の地域はもうないけれども、産業化・都市化、あるいは成長社会におけるような活力も期待できないと。ではこれからの時代はどうなるのかということだと思っただけです。

そのときに、地域社会に簡単に期待できるはずはないわけでありまして、この研究会ではその先の成熟時代のビジョンというものを打ち出すことが必要なのではないかなと思います。そういう意味では村落共同体や成長時代のように、恐らく地域を担い手として期待するというのはかなり無理なのではないかなと私なんかは率直に思います。

今回の骨子案でひじょうに評価できるのは「地域資源」という言葉を書いていないということでもあります。これは私、ひじょうに高く評価したいと思います。通常、こういう類の議論をすると、「地域における資源をつないでもっと活用して」という、国家総動員のようイメージになりやすいのですが、それはもう期待しないという方向がとられているのはいいと思うのです。最終的には国民負担率を変えていくというような、成熟社会における国民負担のあり方に議論はつながらざるを得ないと思うのですが、その中でニーズを発見するとか、あるいは制度につなげていくというような地域の役割というものが打ち出せればなと思っただけです。

4番目は、最近の流れの中で都市化・産業化が終わって成熟社会になった段階でも、地域社会が持っている負の面というものが解消されない限り、地域福祉的なものを幾ら説得しても難しいのではないかなと思います。

具体的には、簡単に言えばオートロックマンションになるのは地域における相互関係が煩わしいのではないのでしょうか。簡単に言えば地域が福祉を増やすのではなくて、地域が福祉を抑圧しているとか、あるいは地域社会でつき合うということによって我々の暮らしが悪くなり、あるいは不快なものが増えるということが現実としてあるからではないか

と思うんですね。

そういうようなものがある中でいくら地域福祉と言っても難しいのではないかと。だからそこを超えるような報告書にして欲しい。それは第1点目に言った意味から言うと、そういう煩わしさがあるけれども、あえて地域福祉をとるのか、煩わしさを避けて地域福祉は諦めるのか、という社会選択をするのかを問うのが一つ。もう一つは、煩わしいのを減らす対策をとるから、こういう地域福祉のある社会があり得るんだと説く。2通りあり得ると思います。ともかく、地域社会と言いますか、地域共同体と称するものの抑圧的な側面というか、あるいはそれに対する危機感とか、煩わしさとか、そういうものを正面から議論しない限り、やはり地域福祉を世に問うことは無理なのではないかなという気がします。

例えば防犯・防災問題というのは世間の関心も高いひじょうに大きな切り口だとは思いますが、防犯・防災問題と称する無神経さや抑圧という問題は当然あり得るわけでありまして、これはかなり重大な問題なわけで、そこは不安を解消しない限り、社会像としては問いきれないのではないかなと思うのです。まさに開かれた地域社会というのはそういう事態を避けたいということだと思うのですが、そういうものをどういうふうにつくっていくのかと思います。

恐らくそうやっている地域社会はたくさんあると思うんですね。だからそういう実践がある意味で証拠としてみせつつ、村落社会的な意味の地域共同体ではないというようなビジョンをみせていかないと、やはりそういうのは煩わしいとか、あるいは面倒くさいとか、無神経だとか押しつけがましいとか、あるいはかえって抑圧的であるということの懸念といますか、不安にこたえ切れないのではないかなという気がしています。

○大橋座長

これもなかなか大きな問題を投げかけていただきましたが、確かに社会福祉関係者はややもすると性善説的に考えている部分があるので、それを反対のシナリオ的に予想問答的に考えてみるというのはとても大事な視点ですね。我々がやや独善的に陥りやすい部分をチェックするという意味では大事なことかと思えます。

金井委員にちょっとお聞きしたいのですが、これから少子高齢社会になったときに、壮年層を中心とした地域と、高齢者がいっぱい出てくる地域、あるいは子どもの育っている地域、どうもどこに基軸を置いて地域を考えるかで随分違うのではないのでしょうか。その煩わしいというのは、ある意味で壮年層にとっては煩わしくてしょうがないかもしれない。でも年老いてくると人恋しくてしょうがないとか、あるいは子どもというのはとても親だけでは育たないとか、その辺の論議も一方でしておかないと、機能論だけの地域社会論ではどうもうまくいかないのかなと思います。

つまり、少子高齢化社会というのはそういうことなので、世界的にみてその老年高齢

者がふえてくる、物悲しくなってくる、人恋しくなってくるというところの生活をどう我々は支えていくかということなんだろうと思うので、どこまで書き込めるかわかりませんが、そんなこともあるのではないかということなんですよね。

社会サービスと社会保障と社会福祉、その中の地域福祉なんていうのをどう考えるか、これも結構大きな問題で、どこまでこれを書き込めるか、大変難しい部分はあるかと思いますが、私はやっぱり意識してそこはどこか言葉として書いておく必要があるのかなと思います。社会サービスと社会保障と対人援助としての社会福祉、とりわけ地域福祉というようなことの間接的な関係を考える時期に今来ているのかなというようなことは個人的には思っているんですけどね。これはまた事務局も含めて少し整理をさせていただきたいと思います。

○和田委員

4の①のところに、住民主体となり参加する地域福祉となっているのですが、さっきからずっと出てくる共助の新しいイメージを打ち出して、一人一人ではもう難しいと。市場やそういうものだけではというところを、もっとイメージをはっきりさせるために、いわば共同計画とか企画というのと活動というのが入っているのですが、共同出資と共同運営というのを入れた新しいイメージを打ち出したらどうかなと思います。しかしそれはさっきからお話が出ているように、地域すべてを巻き込んだというふうにならなくていいのではないかと思いますし、こういうものが生まれてきて、そこと地域との関係がうまくつながってくるというふうな感じで考えていったらどうかなと思います。

○佐藤委員

1点。私も含めてですが、どうしても都市部の議論になってしまいがちです。限界集落という話は出るのですが、具体的なイメージとして中山間部の高齢化率が40%とか、地域性の中で考えないといけないのは、かなり日本の中ではそういうところがたくさんあって、そこに対する具体的な対応なり、今の生活ニーズなりということの具体的な議論をしていかないといけないと思います。

○大橋座長

さっき小林委員が、都市にも限界集落みたいなものがあるのではないかという、いわばそういう機能が失われてしまっているという、そういう意味での書き込み方というのはある程度共通性としてあるかなと思いますし、さっき和田委員が言われた共同利用というのは冒頭に言ったようなことですよ。

○榊原委員

佐藤委員のご指摘をちょっと受けて私も思い出したのですが、福祉の範囲を限定しない

というところに防犯・防災とか、建築・まちづくりとか、3ページ目のところにいろいろ書いてあるのですが、ひょっとしてそこに就労も入っているのかなという感じがします。社会保障のカテゴリーで分けたときに、よく福祉の中で雇用政策も入っていますよね。限界集落なんかは私、岩手とか、秋田とかに取材に行ったことがあるのですが、とても風光明媚で伸び伸びとしていて、元気な高齢者の人たちもいっぱいいて、家も広くて、こんなところで子育てできたらいいでしょうねと言ったら、若者はみんな首都圏に行っちゃいますと、どこでも口をそろえておっしゃるんですよね。それは仕事がないから。秋田市にも行けない。秋田市ですら、もう仕事がないということで、首都圏に行っちゃうというふうな悪循環を断つために、地域の福祉を維持していくためには、地方の方では就労も何かの形で入れられないかなというような気がします。

もう一つ、今田委員がおっしゃっていた情報提供のところ、実は私も今回のこの研究会で本当に知らないこと、多々勉強させていただいたという立場なのですが、厚労省の記者クラブにも何度もいたのに、知らない制度だらけでした。これは今まで福祉はとても限定された人にだけ提供するというものだったので、あまり一般国民に知らせる必要もないし、知らせる努力もする必要はないということが前提としてあったと思うのですが、これからもっと普遍化してみんなで行っていいというんだったら、情報提供のところは行政の方の責任のすごく重要な柱になるのではないかと。だから3ページ目の行政の役割のところに、ぜひその情報提供と入れていただく必要があるなという気がします。

例えばフランスで子育ての取材に行ったときなんかは、一般国民、それこそ数年前に日本から行ったような人まで、みんな制度をものすごくよく知っているんです。セキュリティソーシャルってどういうシステムになっているのか、とてもいろいろな意味でよく知っていて、それは税を自分で払っているというところに関心が高くなっているのもあると思うのですが、とても使いやすいいろいろな冊子がダーツとあるんですね。妊娠した途端に、こういう人にはこういう支援がありますよという、とても読みやすくわかりやすいパンフレットがドンと来る。それがいろいろなシステムでどうもあるようで、そこにお金を使う状況があるからそういうこともできていると思うのですが、最近、自治体の方でも情報提供するようないろいろなホームページの取り組みとか始まっていますが、ここはもっときめ細かく、もっと行政の最大の責任の一つみたいな感じでやっていただくと、アクセスしたり、眠っていた地域の中のマンパワーが活性化されたり、つながったりとかということにもなっていくのではと。

あと、清原委員もおっしゃっていましたが、コーディネート力、コーディネートする機能というのは、専従で福祉ができる人だからこそできる仕事というのがあるはずで、そういう人たちがつなげるところの専門性とか、コミットというのはとても大切だと思うので、そこもぜひ行政の役割には入れていただきたいなと思います。

○小林委員

地域の特徴については、先ほどの議論にありましたように、互酬性というのでしょうか、お互いさまということが重要だと思うので、主体性はもちろん重要なのですが、これを自己実現の方向だけでとらえるのではなく、貢献みたいな方向でとらえる必要もあるのではないかと思います。これまで、皆さんが地域でいろいろな活動をしておられるところを見せていただきましたが、本当に一生懸命地域に貢献していらっしゃるという気がします。先ほどの民生委員の場合もそうですし、先日佐藤委員の宝塚市を訪問させていただいたのですが、地域の住民が本当に素晴らしい貢献しておられて、力を合わせて何かをつくっているという気がしましたので、できたら地域貢献みたいな概念があるといいのではないかなと思いました。

○清原委員

皆様のご意見を聞いていて改めて私の立場から1つ加えたいなと思いましたのは、2の「現状認識と課題設定」というところなのですが、ただいま、三鷹市だけではなく、すべての自治体が来年度予算に向けて予算編成のさなかで、施政方針等、まだ議会に提案していませんので概略のお話しかできませんが、例えば一般会計で約600億円以下の三鷹市のような自治体でも、民生費と呼ばれる福祉等にかかる予算をまとめますと4割を超えているのが現状です。様々な国の制度との関係もありますが、私たちがきめ細かく、市民の皆様の、この地域で暮らし続けたい、よりよく暮らしたいというニーズに答えていると、一般会計予算で4割、その他に国保会計とか、介護保険の会計とか、特別会計が他にあるわけですから、いかに自治体の予算の中で、いわゆる福祉に広い意味で関わる予算が多いかということが象徴的にわかると思います。

そういう中で、この現状認識と課題の中で、だからこそ私たちがいかにこうした財源を有効に「選択と集中」で使いつつ、しかも先ほど榊原委員が言われたとおり、いずれか必ずお世話になる、あるいは活用させていただくサービスがある福祉というものが潤沢にあることが、先ほど申し上げた、「この地域で暮らし続けたい」ということにつながるのではないかと思います。

私も市長になってから「セーフティネット」という言葉を、横文字をあまり使っちゃいけないのですが、使わざるを得ない。この地域でぎりぎり自治体が「セーフティネット」でなければいけない。それは命の現場だから。だから暮らすということを相互的に支える最後のとりでとして地域があり続けるために、自治体もぎりぎり頑張るけれども、しかし地域全体が福祉マインドをもって様々な取り組みをしていかなければいけない状況にあるというのが課題認識の2のところにも補強されればよいと思います。

3のところ、先ほど座長がおっしゃって本当にそうだな、ここはいい言葉が皆様の意見を集約して列挙されているなと思いました。この丸の5つというのは大変私は意味がある

と思います。最初の発言でちょっと誤解があるといけないので、共助だけを強調されてはいけないんだけど、しかし、あえて「支え合い」というところを強調することで、私たちが取り組んだ事例で、4の「決定における住民主体、住民参加」が「活動における住民主体、住民参加」にスムーズに移行したいくつかの例がありますので紹介します。

障害福祉計画等をつくる時に、三鷹市でも公募市民や地域の代表の皆様に参加していただいて、住民の声で計画をつくるのですが、最近では計画をつくることだけでは皆様は充足しない。それだけでは自己実現しない。むしろ今、皆様からの提案があつて、地域福祉の観点でいえば、障害福祉の「推進協議会」というのを昨年の秋につくりましたが、絞り込んでも40名の委員の方をお願いすることになりました。その方たちはそれぞれの組織やNPOや地域の代表なので、そのもとにはたくさんの市民の皆様がいて、計画づくりには参加できなかったけれども、推進に参加できる、そしてそれを幅広く広げていくことができるということで、今や計画づくりから実際の実践へとまさに住民の主体が移っているわけです。これは必ずしも障害者福祉だけにとどまりません。ごみ問題でも、環境問題でも、三鷹市が典型的な例ではなく、他の自治体でも今や担い手としてのこういう組織をつくることはもう住民ニーズとして出てきています。

その中で、実はこういう事業を市から請け負うためには、NPOとか、社会福祉法人がそれぞれ考え合つて、新たなNPOをつくっていただいたおかげで障害者の就労をお願いすることができる組織が生まれたとか、それぞれの組織の個別の利益だとか、団体益とかを超えて、新たな組織をつくっていくというようなことも生まれています。そのときに私たち自治体をお願いをするということで、先ほど和田委員が共同出資とか、共同運営とか、そういう発想も重要ではないかとおっしゃったまさにその実態は各所で兆しがみえているのではないかなと思います。

最後に、私はこの4の「地域福祉を推進するために必要な条件」の中で、先ほど来、皆様が異口同音に、そうは言いながら「行政の役割」ということがやっぱり明確に何項目か示されなければいけないということでご意見をいただきました。私としても、地域の福祉の担い手に、今まで以上に自己実現と社会貢献、地域貢献の意識を持った市民や団体の方に台頭していただけていると思いますし、だからこそ、そのために私たちが基盤的な問題、あるいはいい意味で「正統性」をそうした市民主体の計画づくりや実践に提供できるような仕組みを自治体としてもつくることが求められます。条例を制定する必要がある場合にはしたらいいと思いますが、そうでなくても、プロセスの中の透明性と公開性と説明責任を持つことによってできるのではないかなと感じました。

○大橋座長

榊原委員なり、あるいは和田委員が言われたのは、3ページの上から2つ目の、住民が主体となり、参加する環境の整備の中の専門的な助言者（コーディネーター）とか、活動

資金だとかの問題でありますし、あるいはさっきの媒介の問題は、担い手の条件だとかがあります。この辺はまだ深め切れていない部分ではありますが、また次回、論議できるかと思っておりますので、もう少しイメージを膨らませていただければと思っております。

それにしても、大和言葉で言うとうどう言うんですか。「相身互い」とかというのは大和言葉なのでしょうか。「おかげさまで」というのもそうなんでしょうか。「おかげさま」というのはなくなっちゃってきたんですね。やっぱり社会貢献ですかね。そんなことも含めて、どういう言葉で使うのか、ぜひ校閲をお願いしたいなと思っておりますが、それでは時間がきましたので、中村局長、いかがでしょうか。

○中村局長

どうもありがとうございます。大変たくさんご指摘もいただきましたし、いろいろご意見、ご教授、ご示唆もいただきましたので、もう少し我々も次の回に向けて深めてみたいと思っております。

冒頭から、これは構成の問題というよりは行政の役割が不明確ではないかというような感じのご議論が多かったように思います。例えば私どもは圏域の設定が必要ではないかと。何となくイメージとして、そういう圏域設定をするのは行政の役割かなと思いつつながら、あるいは環境整備も、今、清原委員からお話がありましたけれども、3ページの2つ目の丸の環境の整備というようなことも基本的には行政の役割かな。3ページの上から4つ目の適切な圏域の設定なんかもそうかなと思っております。もっと申し上げますと、この報告書がまとまれば、こういう方向であるべき地域福祉の方向づけが出てくると、それができるようにやはり努力するのが国、地方公共団体、とりわけ基礎的自治体である市町村かなと思っておりますので、もう少し書き方を工夫するなり、行政の役割というの、3ページの行政の役割に書いてある以外に整理してみる必要があるかなと思っております。

また、金井委員から、少し既存施策にしても限定的に過ぎないかというお話があったと思います。例えば、私どもの社会・援護局の所管の行政以外にも、福祉行政も制度として、いわゆる議論の中では制度的なサービスというか、フォーマルサービスとか、あるいは事業者が行うサービスというような観点で整理してまいりましたが、そういったものも委員の皆さんからお話があった地域という概念を、清原委員がまた言っておられましたけれども、概念を入れて整理してみるとということになると、それぞれの制度でやっている相談支援事業であるとか、地域包括支援センターであるとか、そういったものも土台である地域を軸に考えると、各制度ではそれぞれに書いてありますが、実は一つの地域というくりのもとで使えるのではないかと思います。

そうすると、それが総合相談窓口の有力な拠点になるとか、そういうことも考えられますので、そういった意味では、もし地域福祉で地域というもののグリップをもう一回きかせようということで既存の施策を再構成するとすると、様々な面で既存施策の方でも考え

なければならぬ問題が出てくる。これまで福祉制度は縦割りの制度で、法律が個別領域ごとになっていますので、個別領域ごとにとずっと進んできましたが、今もしここで地域ということで掌握できるのであれば、個別制度も地域という切り口でもう一回再整理する契機にもなるのではないかと考えております。

この報告書で全部書けるかどうかは別として、この報告書をまとめること自体が、そういう視点をこれからの福祉行政に提供していただけるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大橋座長

ありがとうございました。今日は本当に活発なご意見をいただきました。次回が2月27日ということなので、時間があまりなくて、今日いただいた意見をどれだけ事務局でこなして整理できるか、本当に申しわけないのですが、事務局に頑張ってもらって、また次回、活発なご意見をいただければと思ひます。

それでは事務局の方からご案内をよろしくお願ひいたします。

○事務局

今回は2月27日水曜日、10時から12時、場所は新霞が関ビルの5階です。

○大橋座長

それではこれでおしまいにします。どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

(了)

第9回これからの地域福祉のあり方に関する研究会議事録

開催日：平成20年2月27日（水）

場 所：全国社会福祉協議会会議室

○大橋座長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第9回のこれからの地域福祉のあり方に関する研究会を始めさせていただきます。

年度末のお忙しいところを皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。まず事務局の方から、今日の出席の状況の確認をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○事務局

本日は今田委員、金井委員、木原委員、和田委員が所用により欠席です。

○大橋座長

今日は年度末ということもあって欠席が多いのですが、どうぞよろしくお願い致します。それでは前回皆様方から報告書の構成案についていろいろご意見をいただきました。短時間ではございましたが、その意見を踏まえて事務局で今回研究取りまとめ素案を確定いただきました。今日はその報告書作成に向けて取りまとめの素案についてご論議をいただきたいと思っております。

それではまず最初に中村局長からご挨拶をいただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○中村局長

委員の方には年度末のお忙しいところを集まっていたいただきまして本当にありがとうございます。いよいよ取りまとめということで、これまでのこの研究会での議論を踏まえまして、前回の構成案を土台にして作成してみましたので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。また、次回までに時間がありますので、今日出たご意見などを踏まえ、さらに良いものにしてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは事務局から取りまとめの素案の説明を中村企画官からお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○中村企画官

では資料1と資料2に沿ってご説明をさせていただきます。まず資料1でございますが、本日お示しをいたします素案の骨格をまとめてございます。大きく三つの部分、一つが現状認識と課題設定、それを受けまして、地域福祉の意義と役割、さらにそれを受けまして、そういった地域福祉を推進するために必要な条件というこ

とで、それぞれの項目をまとめてございます。最後に留意すべき事項を何点か掲げてございます。

そういったことがある程度方向性が本日ご議論いただきましたら、今度は既存施策の見直しというものをつくってまいりたいと思いますが、今日のところは個別の既存設備のお話につきましては、この素案の中には入っておりません。それでは資料2でございますが、これが研究会取りまとめ（素案）でございます。このタイトルにつきましてもご議論をいただければと存じます。少し長いのですが、確認の意味も含めまして読み上げさせていただきたいと存じます。（資料読み上げ）

○大橋座長

ありがとうございます。前回の研究会から時間があまりない中で、大変丁寧にわかりやすく書いていただきました。前回、榊原委員からできるだけカタカナを使わずにわかりやすくと言っていたのですが、各委員から出た考え考え方を相当盛り込んでいただいて、易しくなっているかなと思っております。施策化の方向の部分については、まだ具体的には書いてないのですが、今後取り組む考え方がかなり整理されているなということを感じております。

さて、それでは自由にご論議をいただきたいと思いますが、多分今日一回で終わりませんので、木原委員が提出いただいた資料もございしますが、こういう形であっても結構ですし、メールでも結構ですが、事務局の方にいろんな形でご意見をいただければと思っております。したがって今日の中で全部が全部集約した論議ができなくても、そういう形でご意見をいただいて、今後これをもっと練り上げていきたいと思っております。

最終的には今日皆様にお諮りしますし、次回にも最終的に決めたいと思っておりますが、研究会の報告書のタイトルを、国民の方々に関心をもってもらえるようなパンチの利いたわかりやすいタイトルにというふうなことがありますので、お考えいただければありがたいというふうに思います。

それでは順次柱に即してご意見をいただきたいと思いますが、検討の経緯はよろしいかなと思っておりますが、2の今地域福祉を議論することの意味ということで、こういう点がどうだろうかということがあればいただきたいと思っております。

○佐藤委員

中側の方はよく書いていただいているのですが、一番最初のところを読んだところのイメージとして、地域福祉は住民が主体的にやるということであるというだけに、住民の側から見た時にひじょうに重たいイメージがある。制度からこぼれるような課題やいろんなことが出てきて、それに対応していかないといけないということであると、ひじょうに重たいイメージがする。

議論の中でも出てきていましたが、QOLの高い生活を維持していくために、制度サービスが整ってくる中で、より豊かに生活できるようにするというようなことでの地域福祉の機能も出てきていますし、例えば10ページの一番上のところなどをみると、そういう記述が具体的に出てきているわけですね。尊厳を支えるような生活を継続していくためには、地域の中で社会関係があつたり、自己実現ができた

りというようなことが記述の中に出てきてますから、できれば最初のここの部分でも少しそういうことを引っ張っていただいて、もう少し明るい部分の打ち出しができる方が住民の皆さんが読まれる時のイメージとしては、ひじょうに初めからグッと重たくかかってくるというイメージがないのかなというのが一つです。

それと一番最後のところの部分で共助ということを出して行くわけですが、それが今までと同じように自助と公助、それと真ん中にある共助、その共助をどうしようかという議論ではなくて、公助を含むような新しい公というような言葉が議論の中でも出ていたと思うんですよ。そういう言葉を使って、もう少し幅広くとらえる、何か新しいものをつくり出すというイメージの打ち出しができないでしょうか。

当然その中で言うと、その公助の中にも住民がかかわるわけですから、例えば介護保険料を上げたり、税金をこれ以上払えないけれども、自分たちでいろんな活動をする中で具体的に地域社会をつくるという貢献の仕方と考えていこうということも考え方としてはあるわけで、そういう意味では公助の部分にも少し住民の皆さんも責任をもってかかわっていくということで、公助も含んだ新しい公みたいな共助を打ち出しができないのだろうか、というのがもう一点です。

それからこの中で地域福祉がシステムというふうに出てくるのですが、これまでの議論でいいますと、地域福祉というのは一つの考え方で、それを推進するためのシステムをここで考えるという議論ではなかったかと思うので、話の筋としてそういうふうな書きぶりにご訂正をいただけないかということ、以上3点ございます。

○大橋座長

今のご意見は、また事務局で検討いただきますが、最初の部分は社会福祉の歴史的な流れみたいなことでしょうか。農業社会を中心にした時には「相身互い」とか「お互いさま」とかというふうな相互扶助があったけれど、それが産業構造が変わる中で公助の部分がひじょうに強く出てこざるをえなかった。それで頑張ってくれたけど、それだけではないので、もう一度新しい「お互いさま」をつくっていきましょうというようなことを入れて、何か今こういう公助だけではうまくいかないところが出てきたというぐらいならいいんでしょうか。あまりこの文章が、そもそもから始まっちゃうと大変な感じもするので。

○佐藤委員

せっかく公的なサービス提供の水準も上がっていて、そのQOL、生活の質みたいなところへ言及できるようになってきたということだと思っますね。そこを保障していくためには地域福祉という考え方が必要だというようなことが書き加えられないかということなんです。

○大橋座長

なるほど、救貧的な対策だけじゃなくて、もっと積極的に新しい社会づくりですかね。新しい社会哲学、QOL、そういうものをしていくためには、従来の「お互いさま」に戻るのではなくて、より高度な何からせん状に発展したようなものを

考える時期にもきているということですかね。だから行政のしりぬぐいだとか、そういうことをするのではないよということを強く出す、そういうことでよろしいですか。

○佐藤委員

はい。

○清原委員

今のご発言に触発されて二つのことについて申し上げます。最初のご提案のように、私は、今地域福祉を議論することの意味を考える時には、目の前にある課題というものがあって、その解決のあり方として、「これからの地域福祉」という切り口を入れることによって広がる可能性というものを、ポジティブに私たちは議論してきたように思います。

それで今大橋座長が上手に言っていただいたように、「過去の地域社会のあり方に戻る」というのではなくて、むしろそれを基礎にしつつ、「新たな可能性」を含めて「らせん的に発展していく」あり方についてこれまで検討してきたように思います。そのようなことの例えば一つの象徴が、11ページの4の「住民が主体となり参加する場」のところで、例えば「住民による地域福祉活動は活動を通じて社会貢献ができ、自己実現ができる場でもある」という、「自己実現」というキーワードが何度か出てくるところにあります。地域福祉活動が、決して何か困っている対象者に対してお世話をするとか、そういうことだけではなくて、むしろそのことの中で人々が生かされるという、そういう前向きな点を象徴した書きぶりが随所にありますので、それに適格的ではない表現を改めて、「今地域福祉を検討する意義」の中に一点入れていただければということについては同じ意見です。

もう一つ同じ意見は、「新たな公」、あるいは「新しい公」という表現をしてくださった点です。実は私が関わりました、国土交通省の国土審議会なんですが、新たな「国土形成計画」というのをまとめる時に、国土をどのようにつくっていくかという時の一つの進め方の中に、「新たな公」という概念が、明確に今回入りました。

その趣旨は、これは他の省のことで恐縮ですが、やはり国土の基盤となる地域社会というものを形成していく時には、もちろん各地域で、その広さは市町村単位であれ、都道府県単位であれ、さらに広域であれ、望ましい景観であれ、まちづくりであれ、それらを考えていく担い手は住民であり、そうしたものをより公益性、公共性のあるものとしてまとめていく時には、NPO等の担い手も重要な存在であるということの重視です。そこで、もし社会福祉でいうならば社会福祉法人あるいは医療法人等も入ってくると思うのですが、そうしたものが目標を「公のもの」として掲げた時に、もっと協働できる仕組みというのがあり得るはずだというようなことで、前向きに、初めてだと思いますが、全国の国土形成計画の中で「新たな公」という章が明確に入りました。

私はそういうことはこの地域福祉の世界ではごくごく一般的なことなので、むしろ、改めては書かなかったのかもしれないというふうな思いもあります。私が他の省のことを申し上げたので恐縮ですが、今まで現実的に進めてきたのは福祉の領域

だと思しますので、そうしたような方向性を示すことによって、単に行政ができない部分を埋め合わせだけではなくて、むしろ「新たな公」のあり方を切り拓き、充実していく取り組みに従来の「共助」といったところが生かされるのではないかなというふうな、光が差すのではないかなというふうに思いました。

今後他の章の検討の時に私も申し上げたいと思っておりますのは、これからの地域福祉を考える時には、厚生労働省所管の部分だけではなくて、他のところとの連携とか、他の所管と思われる活動をされている市民の方との協働も意義あるものになってくると思います。ぜひ私も「新しい公」か「新たな公」か、その公というところの新たな視点を最初に入れておいていただくと、あとの章との整合性がより出るかなと、賛成の意見を二つ申し上げました。ありがとうございました。

○大橋座長

そうですね。この地域福祉を議論することの意味は、それはそれで大事にしながら、もっと積極的に 21 世紀の新しい社会システムの考え方とか、新しい社会のあり方に関する哲学だとか、それを一人一人を大事にして、その人たちの自己実現を生かして協働していく、第三の道的な考え方をもう少し強く出せという、こういうお二人の意見ですね。検討させていただきます。他にはいかがでしょうか。

○長谷川委員

内容的にはひじょうにすばらしい語句が並べられておりますので、結構なことだと思うのですが、地域福祉をより進めていく上においては、これからの次世代ということを考えますと、今は少子高齢化社会の中であって、次の世代に対していかにつないでいくのか、それは子供たちの食育であり福祉教育にかかってくるのではないのかなというふうな気がいたしておりますが、そうした中でもって、前にも私は申し上げたかと思うのですが、地域福祉計画それぞれの地域でもって、市町村でもってつくられている中でもって、健康づくりがこれからは大切な重要な課題になってきていると思いますので、地域の中でそうした地域づくり、また地域ぐるみでもって健康づくりに対する風土づくりといいますか、そういうことも一つご提言をしていただければ、ここの中でもってご提言をしていただければひじょうにありがたいなという思いがいたします。

○大橋座長

話が後の方にも入ってしまいますが、確かに地域福祉を推進する担い手の住民というものをかなり想定して書き込んでありますが、どこかに子供たちもこれからの地域福祉の担い手になっていくという、そういう視点で大人との交流も含めて、今、福祉教育という言葉が使われましたが、そういうことも必要かもしれませんね。地域を愛することができる子供でしょうかね。

○三本松委員

1 ページの 2 の二つ目の○あたりのところなんですけど、全体の言葉遣いの問題にもなっていくと思うのですが、例えばここで制度の外にあるものとか、制度の谷間

にあるものという表現があるのですが、この辺が具体的に何を指すのかというところが、後ろの方を見ていっても、今までのこの研究会での議論もどうしても高齢者のところが中心になりがちだったということで、もう少し制度の外にあるものというところも、例えば制度では拾えないという言葉が後ろの方であったかと思えますし、制度化されていないとか、あるいは制度の谷間でニーズを抱える人々とか、もう少し何か具体的なイメージができるような表現にしていっていただけたらどうかなというふうに思っています

○小林委員

全体の構成に関し、今回お示しいただいた資料1の素案の骨格のⅠの部分に三つのボックスがありますが、黄色の部分が地域の課題ということですね。その上の社会の変化のボックスと、下の方の福祉・医療政策の施策というのは、「外生変数」として外から地域に影響が及ぶように書かれています。それに対して地域の方は「内生変数」として、内部に問題が起きるというように整理されていると思います。

そう考えますと、最初の社会の変化のところは、これは人口が中心になっており、このところに費用が入ってくるというのはちょっと違うのではないかと思います。人口、世帯、企業、それから次の地域の変化、これは都市と農村みたいな区分けになっているのですが、ちょっとオーバーラップになっているような気がします。

3の地域の課題が、今の左側の薄い黄色で色を塗っていただいたところになると思うのですが、これの部分は、地域における多様な福祉課題、地域移行、住民の自己実現ニーズ、地域福祉の課題、となっており、ちょっと構成がわかりにくい。地域における生活課題と、地域そのものの課題というのは違うことではないかと思います。また、ここに自己実現を入れるのは意味があると思うのですが、この辺の整理の仕方に何かイメージがあってもいいかなと思います。これらの課題が、Ⅱのところでもどのように受けとめられるかという前提になりますので、その辺の関連がもう少しわかりやすくなるとよいと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。とりあえずは1ページ2ページぐらいのところはよろしゅうございませうか。それでは3ページ以降、今出ましたⅡの現状認識と課題設定のところについては、ご意見はいかがでしょうか。

○河西委員

前回もお話がありましたように、これのまとめた報告書をどこに、誰にというお話がありました。国民にということになりますと、実は私はずっと勉強させていただきましてある程度はわかるのですが、地域の住民が読んだ時に、果たして何をやるのだろうか、具体的なものの表示は全然ないなというふうな印象が強くなります。

これを提言する場合には、おそらく都道府県の行政、あるいは市町村の行政に向けてという狙いではないかなと伺えます。そして行政から私どもの地域に降りてくる時には、どうコーディネートしていくか、行政のコーディネート次第によってはこ

の提言がひじょうに生きてくるかなというふうに思うのですが、そうした具体的なところまで踏み込んだ提言をしていくのかどうかというものを聞きしてみたい。実はそのことを期待しながら出席させていただいているのですが。

○大橋座長

どういうふうにお答えしたらいいのか、一つは具体的な施策ということをごまかで書き込むかということについては、当然厚生労働省全体で考えないといけませんし、事柄によっては他の省庁とのすり合わせということもあるわけですので、私はそんなに具体的な施策の中身をここで書き込むことはそう単純ではないと思います。冒頭の方に多分検討会の報告があって、必要があれば社会保障審議会にかけて、また、なおかつ必要があれば法律改正なども視野に入れながら検討していかなければならないという話があったと思いますが、そういう意味ではこの検討会はやや抽象的すぎるかもしれませんが、これからの社会福祉のあり方みたいなものをきちんとやっぱり踏まえて方向づけていくということになるのでしょうか。

そういう意味では従来の救貧的な制度の拡充ということの限界が出てきていて、新しい社会システムづくりなり、新しい考え方が必要なんだということを少し国民にPRしたい、そのことも踏まえて既存の政策を見直しをするとすれば、どういうことがあるのかということで、少し出てくるだろうと、こういうふうに思うんですが、ですからここで何か華々しくこういうシステムで全面的に展開するぞというふうにはちょっとなりづらい部分が私はあるのかなというふうな、個人的には思っておりますが、それはまた後ほど局長に少しお話をいただくことにしたいと思います。とりあえずそんなところでよろしゅうございましょうか。

考え方としては、多分そういうニュアンスで書いていただいている、したがってあちこちに施策の見直しだとか、これから社会をつくる時の考え方がとか、そういうものが相当散りばめられて書かれているなというふうに私などは読んでいるのですが、それは社会福祉関係者だからそういうふうにするのか、一般人が見たら何を言ってるかわからないとなるのか、この辺は榊原委員なり自治会の関係者がどうみるのかということも絡めてご意見をいただければと思っております。

○中村局長

今、私も大橋座長がおっしゃっていることと同じように考えているのですが、例えば具体的に考えますと、この報告書を受けて、例えば民生委員の制度というものは、じゃあ今こういうことで地域福祉を考えてやっていく場合に民生委員の役割というのは今まででよいのかどうかということ、この物差しで今度は民生委員のことについて考える。その時に、今、市町村の方々に民生委員を推薦していただいておりますが、推薦する方式としてじゃあ今の方式でいいのか、それから市によっては市長さんが任命されている福祉委員がありますが、それと民生委員との関係はどうするのかとか、そういうのを、この報告書ができたなら物差しができるので、その物差しにしたがって制度の見直しを考えていかななくてはならない。

そうなりますとそれは民生委員児童委員協議会の方々とも密接にご相談しなければならぬと思っておりますし、民生委員制度について知事ともご相談するし、市町村

長さんともご相談する、一つ一つの制度見直しをしていくということになりますと、民生委員はそうするという意味ではなくて、今度は関係の方々と突っ込んだ制度見直しの議論をしなければなりませんので、それが第二弾として出てくると思います。今やっけていただいているのは、その物差しづくりをしていただいているのかなと思っています。

中にも出ていましたが、市町村が中心で、市町村に頑張っていたかなければならないと言っておりますが、例えば市町村で総合相談窓口を一本化していただくと簡単に書いてありますが、厚生労働省の法律では介護保険では地域包括支援センター、それから障害者自立支援法では相談支援事業をなささいとか、いろんな法律ではその法律しかないかのように規定があるわけです。これを一本化しやすくすることは実はなかなか大変なことで、それをこの中では国はそういうこともちゃんと考えなささいと書いてありますので、例えば 17 ページに「国においても、市町村で柔軟な対応が可能となるよう、施策の設計や実施にあたっての配慮が求められる」となっていますが、これはやろうとするとえらい大騒ぎになる、大変なんです。

だけどそこをやらないとやったことにならないわけですが、まずそういうやらなければだめなんだよということをここでまとめているつもりでございます。まだそういう意味ではわかりにくいとか、ああそういうふうになっているのかという点がわかりにくいようであれば、もう少しわかりやすく書く努力はする必要があるかと思っております。したがってまず抽象的な感じも確かにするかもしれませんが、これでいわば方向性と考える枠組みをつくっていただいて、その枠組みをつくったら、その枠組みにそって総施策の点検がされる、こういう考え方でございます。

○大橋座長

いかがですか。

○榊原委員

大変わかりやすくスッと読めるように修正していただいております。ありがとうございました。サーッと読めて、おかげさまでもう一回頭が整理できたような気がします。特に最初の方はとてもよくすっきり整理していただいております。

これまでやってきた福祉の中での取り組みというところで、地域社会の変化について、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等々書いてくださっているのですが、これを見て改めて気がつくのは、高齢者福祉のところは相当頑張ってきた、障害者福祉もまあとりあえずまず手はつけてある、児童福祉は3行というところだと思うんです。

これからの地域の取り組みを考える時に、やはりかつてもっていた地域の機能から抜け落ちてしまったうちの大きな一つが子供たちの育ちの支援、昔の言葉で言うと後継者の育成、集落であり、村であり、商店街の跡継ぎの育成のところを当然のようにみんなやってきたところが今ゴツソリ落ちている、そのところが全く足りないということも、もう少し明示的に書いていいのかなと思います。

これまでやってきたところの整理をしていただいているところはこれでいいと思うのですが、それで読めば大体わかると思うんですね。児童福祉がほとんど手が

ついていないということが。これからの福祉策の方向性または地域の課題の中で、やはり漏れているというところをきっちり書いていきたいなというふうに思います。

具体的には、例えば6ページの下の方に、フォーマルサービスだけでは対応できない生活課題というようにあげていただいている中であげられているものをみると、主に高齢者への目線が多いような気がするのですね。これは当然な課題としてあることなので、何ら否定するものではないのですが、それ以外に例えば子育てノイローゼとか、育児ノイローゼとか子育て不安といったものはひじょうに日本的な現象と言われている、そういったものも地域の中で起きているとか、あとはもうちょっと大きくなった若者たちの居場所がない、中高生以上の若者たちが居場所がなく、コンビニの前でたむろしてしまっている状況というのも地域で起きている一つの課題、団地の公園で集まってワイワイやっていると言われていると騒音だ迷惑だと言われてしまうような状況があるという、居場所のなさも一つだと思いますし、また家族の中で頑張り支えあっているんだけど、中で起きているひきこもりであるとか、最近はそのさらに殺傷ざたにまでなっているような事件も起きているというような家庭内での問題、ああいったものも生活課題と言えるのかどうか、ちょっと難しいのですが、子供たちを自立させ、地域の支え手にもなっていってもらわなければいけない存在であるのに、その前段のところをつまずいている問題として拾っていない課題ではないかなと思います。

また、浮き彫りになっている生活課題ではないのですが、今の地域で明らかになっているのが、働き盛りの世代の不在という問題もあると思うんですね。寝るためには帰ってくるんだけど、日中は、とりわけ男性はもぬけの殻、そして今、共働き世帯が全世帯の半数以上になっているというぐらい、女性もそういった形で労働市場にとられていて、またなかなか拘束時間が長くて帰ってこれないという、働き盛り世代が地域からごっそりいなくなっていて脱け殻になっているというところから、例えばお祭りの継承も難しかったり、PTAのやりくりが四苦八苦していたりというようなことも起きているというようなことへの指摘も何らかに入れていきたいなと思います。

まとめて言いますと、命の再生産をその地域の中でもきちっとやっていかないと、書かれているような高齢者や障害者やというようなニーズのある人たちへの支え合いということも当然できていけない、そのところもその地域として命の再生産、若者たちがきちっと育っていくような、そういった支えの機能ももつ必要があるというところも入れたいなと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。できるだけこの検討会の中で出された意見をかなり忠実に踏まえながら書いていったがために、逆に言うと検討会でやっぱり子育てとか、そういう部分が我々の中にも地域福祉と言ってる割にはやや十分ではなかった、先ほど長谷川委員が言われたのも同じようなことですが、あったということだと思います。

今の5ページのところは、例えば、児童虐待防止法もできていますし、児童福祉

法の改正で市町村の相談機能も出てまいりましたので、そういう制度改革の動向も少し始まっているぐらいのことは書き込めるかなと思いますし、それからこれからの課題としては、今出ましたが、命の再生産という言葉を使わせていただくか、あるいは子育て文化の世代間継承の断絶みたいなことにした方がいいのか、それはまた改めて相談させていただきますが、いずれにしても地域で子育てをしていく機能がうまく再生産できていないというところはすごく大きな課題として考えないといけない、それは多分地域の課題に入ってくるんだと思いますが、6ページで書くとか、あるいはどうしても子育てと言うと保育所になっちゃうんですね。今日の新聞でもそうですが、でも子育ての在宅福祉サービス、例えば核家族の産後ケアだとか、そういうような問題も結構大事な問題があるのではないだろうかと思うので、そこは少し書き加えさせていただきたいと思います。

それから地域で子供を育てるというのは、今文部科学省が随分学校支援地域対策本部をつくったりしていて、地域教育みたいなことを考えているので、その辺をどういう形で入れられるかというのは、他の省庁のことで難しいかもしれませんが、少し検討したいと思います。もっと言えば村を捨てる学力だったのか、村を育てる学力だったのかという論争がありますが、まさに地域のアイデンティティをもてるような、地域に居場所のあるような子育て文化をどうつくるかというか、施策をどうつくるかというのは大きな課題としては出しておいた方がいいかもしれません。

○清原委員

またカタカナ語を提案してしまうので、ちょっと気おくれしながらなんですが、昨年の後半ぐらいから、いわゆる労使ともに「ワークライフバランス」というキーワードを掲げられていて、国でも「ワークライフバランスの憲章」というのがつくられ、それを実施していくための推進の方策というものが労使双方で検討されています。つまり、使用者側というか、経営者側も、それから働く側もともに、働く時間と、そして暮らす時間のバランス、あるいはそこに価値をおき、意義をおくという「暮らし方」そのものの変革を求めるような気運が出てきています。

今、榊原委員がおっしゃいましたのは、次世代を担う子どもたちの命の再生産の場である地域社会であるだけではなくて、それを育ててきた世代も、また今現在育てている世代も、地域社会という中でいかにそれぞれの命が生かされ、人権が尊重され、そして充実した人生を送っていただくかという、大げさに言えばそれぞれの人生の舞台が地域社会の中にも位置づけられるということで、決して職業の場である企業だとか、あるいは様々な生業の場所だけではないということがこれからの地域福祉を考えていく時に重要な眼差しではなかったかなと思います。

それは皆様がそれぞれの現実社会の中で果たされている役割の中から、委員の皆様がおっしゃっていたことを総合すれば、決して何らかの問題があり、あるいは生活課題に直面している層だけに目配りをするのではなくて、そうした層が生きている地域社会の中で、今現実課題としては生活課題に直面しているわけではない人々が、よりよく生かされるために、活躍の場所というものを社会の中でより幅広く用意していくべき方向性がこれまで議論されてきたと思うんですね。

そこで、「ワークライフバランス」がこの研究会のキーワードの一つとして位置

づけられるのが、今の段階で望ましいかどうかは別として、やはりいわゆる職業、働く場所との調和を保つためにも、地域という場所がもう少し顕在化していくべきであるというようなことだと思います。そこで、今補強していただいた児童福祉の面もありますが、もし必要であれば、その労働時間の問題が補足的に説明されることによって、地域における重みの強化というか、均衡が保たればありがたいなと思いました。

それから次の点で一言だけ発言しますが、「現状認識と課題設定」が整理されると、必ずその課題についての何らかの解決が、3の「地域福祉の意義と役割」や、あるいは「推進するための条件」の中で整合していなければいけないというような意識が働いてしまうと思うのですが、私は現在のところでは、「現状認識と課題設定」の中で整理されているもののすべてに逐一、この後半でこういう対応ができませんということが書かれていないにしても、後半で地域福祉の中にいわゆる「新しい公」とか「共助」のところが強化されることによって、解決の方向性が示される、というような書き方でよろしいかなとも思っています。この「現状認識と課題設定」のところに、きめ細かい目配りをしすぎて漏れがないかどうかということにはあまり緊張して臨まなくてもいいのではないかなというような思いもあります。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。榊原委員と清原委員が言われたことは、7ページの地域における活動を通じた住民の自己実現ニーズの高まりのところで、ワークライフバランスみたいところを少し工夫ができれば、そういうようなことで考えられると思います。他にはどうでしょうか。

○佐藤委員

今の地域の中の課題の中で、一連いろいろ書いてあるのですが、その根底に新しい貧困と言われるような低所得の問題があるということです。少し表現としてはそれを出しておいて、それが地域で本当に解決できるかどうかという今の話にもつながりますが、後ろの方で多分両者の役割という中では、そのあたりの生活基盤整備をきちっとやるという記述を入れていただくということで、貧困の問題は入れていただく方がいいというふうに思いました。

○大橋座長

それは多分ある意味では全国一律同じようということではないけれど、地域特性によっては、地域の中で低所得の方々がかかなり大きな問題になっていることは事実でしょうから、それは何か工夫をしておく必要があると思いますね。

○三本松委員

榊原委員、清原委員のご発言ともかかわると思うのですが、3ページの地域社会の変化のところで、この間もご指摘があったのですが、産業化・都市化の中でという、ここの産業化・都市化というのはやっぱりちょっと前の時代という感じがします。例えば高度成長期におけるというようなことを入れた上で、さらに成熟社

会を迎える中でという、この辺が今のワークライフバランスとかいろんな議論とかかわって、移動性とか流動性が今日高まっている中で生じてきている問題だということなどを少し補ったらどうかなというように思いました。

それから4ページのところでコミュニティという言葉が出てくるのですが、この報告書の中でコミュニティとか地域社会という言葉を使い分けていくのかどうかということですね。ここのコミュニティなんかは、あるいはもう少し開いた言葉で支え合う関係とかネットワークとかというふうにしても、ここは通じるようなところじゃないかなというふうに感じまして、あとの12ページのところでコミュニティの再生という言葉も出てくるので、少しコミュニティ、地域社会の言葉遣いの整理をした方がいいのではないかと思います。

それから6ページ7ページにかけての3の地域の課題のところ、6ページの最初の○のところ、フォーマルサービスだけでは対応できない生活課題とかという、この認識のところ、前回お話が出ていた情報という問題のこともここで触れたらどうかなというふうにするのですが、情報提供とか保障が不十分なことによって不利益を生じているような人たちがいるんだというようなことです。

それから7ページで、3のところに入るのかもしれないのですが、少しちょっと質の違ったものとして、これもさらに議論が必要かもしれませんが、例えば地域での生活者として認知を得にくい人たち、具体的に言うとホームレスの人はどうなのかとか、ネットカフェ難民という言葉も今ありますが、それから外国人労働者なども、地域の住民というふうには果たして見ているのか、この地域福祉を考えるとといった時に、そういう人たちの問題をどうするのかということもあるんじゃないかと思えます。以上です。

○大橋座長

情報提供の問題は、例えばコミュニケーション能力のインペアメントを抱えている人の問題と、それからいわゆる行政が一般的な形で情報提供しているんだけど、その情報をきちんと理解をして主体的に活用できる能力に十分でない人の問題とちょっと違いがあるのですよね。それから情報提供の仕方の問題もあるので、どれだけ書き込めるか難しいのですが、少し考えさせていただくことにいたしまして、コミュニティの方は確かにそうで、少し整理をするというところでしょうかね。それから社会福祉法の第4条の問題もあるのですが、地域社会で認知を得にくい人ということで、なかなか微妙な言葉ですよ。その辺をどうするかということですね。

○小林委員

さっきのことにつながるのですが、地域の課題の部分で、「地域における多様な福祉課題」と「地域福祉の課題」という項目立ては少し整理が必要かなという気がします。さっき申しましたように、地域全体の課題としては、安全、安心、防災のようなことを入れた方がいいんじゃないかと思えます。

○大橋座長

そうですね。安全安心の問題も随分出てまいりましたね。防災防犯ですね。それ

では先に行きたいのですが、私としては6ページのところで気になりますのは、④のサービス供給体制の多様化の中に、さらにボランティア活動の重要性も高まってきているとサラッと書いているのですが、ここは事情によってはボランティア活動は項目を起こすなりしておいた方がいいのかなという感じがしますね。ある意味でここに期待をしたいという部分もあるわけですし、それは少し検討させていただきたいと思います。

それでは9ページ以降のⅢの地域福祉の意義と役割のところでご意見がありましたらお願いします。

○小林委員

このところが多分これからの地域福祉のイメージをつくるひじょうに重要なポイントだと思います。9ページの3つ目のところは、「共助が公と私の谷間を埋める」という表現になっているのですが、これでいいのだろうか。共助はむしろ独自の価値をもち、それを支える人やシステムというような構成にしないとイメージがつかめないように思います。ここは問題点ではないでしょうか。

全体として、地域とか地域福祉というようなイメージをつくるのがこの部分ですね。共助の空間を地域の中に位置づける、支えあいの姿、生活課題、住民主体、ネットワークとなっていますが、この何か項目の出し方にもう少しイメージがだせないかという印象があります。

○大橋座長

Ⅱのところで論議したことにかかわるわけですが、救貧制度的なところから発展してきた社会福祉制度は随分きちんとつくられているんだけど、それでもなおかつ制度で救えない人がいたり、谷間に人がいるよという側面で新しく考えなくちゃあいけないよということと、もっと積極的に新しい社会哲学なりシステムをつくる必要があるよということで、ここで言っている共助という考え方をつくっていくという二つ目の面ですね。

その後者の方の部分を谷間と言っちゃうとやや弱くなっちゃうので、これはもっと積極的に谷間じゃなくて、新しいシステム、社会哲学みたいなものだということが一番最初に佐藤委員なり清原委員が言われたことと同じ論法をここに少し書き込むということでしょうか。それはまた検討させていただきます。他にはいかがでしょうか。

○清原委員

実は先ほど局長も言ってくださったのですが、今後この少し包括的な一見抽象的に見えるかもしれない方向性を受けて、例えば民生委員のことも、あるいは国の補助金とか、あるいは人材の支援についても、今後再検討できる、そういう伏線というか、方向性というか、それがこの報告書の中から出てくるとおっしゃってくださったことは大切だと思います。そのあり方についてはⅣ以降に書かれているのですが、その前段のⅢのところで、私はやはり民生委員というか、今まで福祉の担い手をしてくださっていた方の活動について、少しでいいのですが、触れて

おいていただいた方がいかなと思います。

なぜなら 11 ページ以降、「住民が主体となり参加する場」「ネットワークで受けとめる」等々書いてある中に、「地縁団体と機能的団体との関係」や、「行政や事業者、専門家と住民との関係」が書かれているのですが、この中にぜひ今までの民生委員あるいは社会福祉協議会といった組織が関係するような記述が、検討会でもヒアリングもいたしましたので、あった方がいいし、委員の中にも関係者がいらっしやるので、書いていただいた方がいかなというふうに思っています。

というのは、その後「コーディネーターが必要である」「コーディネーター力の強化」というのがⅣ以降にあるのですが、そのコーディネーター予備群というか、そういう方たちの中には当然のことながら民生委員もいらっしやると思いますし、新たな場づくりのところに社会福祉協議会がもっている、例えば三鷹市で言えばボランティアセンターだとか、連携して取り組んでいる「ほのぼのネット」と言われる、「いきいきサロン」のような取り組みのようなところが息づいてくると思いますが、全く新たなものをつくり出すことだけが方向性ではなくて、今あるものの再検討、強化というか補強というか、そういうようなものの伏線が張られていけばいいなと思います。

もう一つ、ここのところでは、「共助の空間」という表現になっています。「空間」という表現よりも地域の様々な「関係」の中に「共助の新しい関係」が生まれるとというイメージしやすいのですが、「空間」というと場所というのか、そういうイメージが一般的には強くなるのではないかと思っています。私は日本語で言えば「関係」、英語で言えば「ネットワーク」なのか、「結びつき」というか「絆」というか、何かそんなような表現の方がいいのかなと思っています。もしそうでなくて「空間」という言葉を使うとするならば、何か説明が必要ではないかなと思いました。

もう一つは、私たちがこの間かなり重視してきたのが、7ページの③にある、顕在化しなくて「潜在してしまうような対象者」が地域社会の中にはいる、例えばひきこもりから孤立死に至る单身男性とか、消費者被害にあっても仕方ない認知症の一人暮らし、高齢者とか、あるいはここで書いていらっしやる中にあるような、せっかく求めに応じられる仕組みが地域社会にあったとしても、それに応えられない層を、ちゃんと私たちは凝視して、地域福祉の対象者として顕在化するような仕組みもつくっていかなければいけないということだったと思うんです。そのことについてダイレクトに対応できるような記述を、このⅢの「地域福祉の意義と役割」の中には明確に示しておかなければいけないのではないかと思います。

その時にこれは三鷹市の例なんです、例えば民生委員に私たちは市の「社会福祉委員」をお願いしているものですから、介護保険制度見直しの度に悉皆で 65 歳以上の市民を訪問していただいで、「介護保険のしおり」を配布していただく中で、178,000 人の人口の約 3 万人の方を訪問していただいでいるのです。その中から介護保険のサービスを受給していなくても潜在的に隠れていたニーズが把握されたりすることがあります。

それから老人クラブ活動とかシルバー人材センターの活動とか、その他のボランティア活動も含めて、町会自治体の活動の中からあぶり出されてくる例もあります。

私自身も、77歳の方の敬老金は民生委員の方をお願いしていますが、市長として88歳、99歳、100歳以上の高齢者に敬老金を給付するという事業で、毎月30軒から50軒の高齢者宅を実際に訪問しています。その中から様々な問題がわかって、高齢者支援室につなぐとか、あるいは児童福祉につなぐとか、障害者福祉につなぐとかということをしているんですが、保健師、助産師の訪問の中で産後うつ病がわかったり、在宅の子育て支援が必要な例がわかったりということで、訪問をしていくというようなことが問題の顕在化を促すということがあります。最後に個人情報保護の問題等で問題提起もありますが、それに萎縮しないで訪問していく正当性をもつ民生委員という役割は、私はやっぱり重要だと思っています。何かその辺のことがこのⅢのところであつたわけつつ、Ⅳ、Ⅴと書かれていけばいいのではないかなと考えました。

○大橋座長

今の既存制度の評価なり役割をどう書き込むかというのは、全体にとってかなり重要な問題になってくるんだと思うんですね。もっと抽象化して書いておいた方がいいのか、というのは既存の制度それ自体をどう認識し評価するかということがあるので、例示的にこういうふうにやっていていただいたということを書くとするので、それだけでは済まない部分もあるので、特に一番最後に既存制度の見直しが出てきますので、まだ書き込まれてないので、それとのかかわりでどうするか、ちょっと考えさせてください。

それから空間という言葉は、今日は今田委員がいらっしゃらないのですが、確かに共助の関係性とか、共助の空間・関係性とか、そういう関係のもつ意味みたいなことですかね。もう少しこれは工夫させていただければと思いますね。ある意味ではハーバースのコミュニケーション理論みたいなことにもなってくるんだらうと思うんですが、そんなことをどう考えるかということでしょうかね。

もう一つ、アウトリーチとかサービス開発との絡みを言われてきたのが、言葉としては出てないのですが、その機能のもつ意味みたいなことですね。特に市町村の大きな役割がⅣのところから出てきますので、それとの関係ではどこまで書き込むかというのは少しあると思いますね。アウトリーチをもっとやっぱり積極的にして、ニーズキャッチをするということだとか、新しいサービス開発を企画するというようなことのもつ意味なのか、そんなことを少し考えさせていただければと思います。

○佐藤委員

この意義と役割の中で、地域福祉がもつひじょうに重要な役割である、予防の機能であるとか、早期発見・早期対応の機能ということを書き出しておく必要があるのではと思います。例えばいきいきサロンの参加者の食事の偏りに気がついて配食サービスを始めましたというような記述が出てくるのですが、解決に向けた取り組みをいろいろ住民の皆さんが考えてやることで、ただ単に解決の仕組みをつくるだけではなくて、その予防するとか、早期発見で早期対応するような仕組みをつくっていくとかという流れが出てくることに地域福祉はひじょうに大きな意味があるので、できればそういう記述をきちっと入れておいていただく方がいいというのが

一点です。

○大橋座長

わかりました。それは先ほどのアウトリーチのニーズキャッチの関係で、もしこれが考えられればと思います。

○三本松委員

二点ほどありますが、一点目は9ページの1の二つ目の○のところですが、自助はという説明があるところなんです、これを読んでいくと、自助の定義にもとれるのですが、この自助の定義で読むと、財産のあるものにとっては可能であるというふうに読むと、何か自助がすごく狭くなって、読み方によってはちょっとステイグマ性まで帯びてくるんじゃないかなというので、ちょっとここの書き方を工夫した方がいいのではないかということです。

○大橋座長

そこはぜひちょっと知恵を出して、こういうふうにして欲しいというアイデアをください。

○三本松委員

もう一点が12ページの三つ目のところですが、ここが住民にはノウハウや情報がないなどの限界がある。したがって行政や専門家というふうになっているのですが、これまでのこの研究会での事例などを考えてみると、住民組織はいろいろノウハウもあるし、また必要なのは、もしノウハウがないとした時に、そういう住民組織などに対して支援をしていくあり方なんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっとここが何かダイレクトになりすぎているんじゃないかというふうに感じました。

○中村局長

我々も報告書の構成の時から、この研究会の議論の時に、ちょっとその概念整理で悩んでいることがありまして、そこをご相談したいのですが、社会保障関係の議論として自助、共助、公助というのがかなり強く出されたのは1994年だったと思いますが、当時の厚生大臣のもとにつくられた福祉ビジョンというのが出されたのですが、そこでかなり言われたことなんですね。

その時の自助、共助、公助というのは、どちらかというとな財源論的な、社会保障の大きさをどのぐらいするのか、いわば言葉を変えますと高福祉高負担なのか、中福祉中負担なのか、低福祉低負担なのかという議論が一つありました。それからもう一つはいわゆる税方式でいくのか、社会保険方式でいくのかという議論、その二つの流れから絡み合って、自助というののもう一つはサービスの利用者負担問題があって、その時のイメージは自助というののももちろん小さな政府で低福祉低負担という議論が一つ、それからできるだけ社会保障の範囲を小さくして、自分でそれこそ自己責任でやるという要素を出すかという議論、それに対して公助というのほど

っちかという税金でやるという議論、共助というのは社会保険なんだ、その時に介護制度をどうするかというのが念頭にあって、介護保険でいくのか、税の介護でいくのかというのが議論にあって、自助、公助、共助ということが強く言われて、それが学問的に正しいかどうかは別として、社会保障の関係者の議論、あるいは我が厚生労働省の中の議論かもしれませんが、そういう議論がかなりありました。

もう一つは、市場の失敗、ですからマーケットでやる、市場セクターと政府セクターがあって、市場の失敗もある、今田委員からも市場も失敗する、政府も失敗する、ボランティアも失敗する、その時の議論は世の中に3セクターあって、政府セクターと市場セクターと非営利セクターがあるという議論があったと思うんです。

非営利セクターがある、そしてNPOがその典型だという、こういう議論があつて、どうも私も議論していると、自助・公助という時に、その議論でいくと介護保険というのは実は共助というふうに大体分類されている、ある人はあれも自助だという人もいます。自分で保険料を出しているんだから自助なんじゃないかという論者もいるけど、基本的には公助とされている、それに対して公助というのは生活保護みたいなやつなんだ、こういう整理があるところではあるわけですね。

その時に市町村にあまねくサービスを提供する方法といった時に、市町村は介護保険でやっているのは、これは公助なのかというのは、書いていて恐縮ですが、ちょっとひっかかるなと思いつつ書いています。ですから自助・共助・公助ということで議論を整理するのか、マーケットと政府と、それから非営利セクターという形で整理するのか、その非営利といった時に事業者が入ってくるのか入ってこないのかとか、またこれはややこしいんですが、多少どっちの線で整理するかとやらないと、谷間を埋めるのが共助といった時に、その共助って何かというのは、ちょっと介護保険はどっちなんだとか言われるとウツと詰まるところもないわけでもないというので、もう一回大橋座長とも相談し、また今田委員のご議論と重なっているので、ご相談してみますが、ちょっとこの点はそういう議論も含めて大幅に直す可能性もあるということにさせていただきます。

○小林委員

今の局長のお話というのは、財源論でやるか、提供組織論でやるか、システム論でやるかによって違うという話ですね。これを地域福祉という観点から見ると、どのパースペクティブから議論したらいいかが分かれば、違う視角からの公助・共助を打ち出せるのではないかとということが第一点。もっと住民に近いイメージを共助という形で打ち出せないかというのが課題だと思います。

先ほど申し上げた点に戻りますが、この真ん中の部分は「コミュニティ再生の軸としての福祉」につながっていますので、真ん中の5つのボックスの内容が、何からの形で将来のコミュニティ再生につながるような構成をとれるとよいと思います。私の個人的な勝手な提案ですが、また、次のⅢのところの担い手という項目があるのですが、今コミュニティには、どういう住民がいるのかということと、住民の側から見た公助・共助という考え方を何かイメージとして打ち出せないかと思います。

例えば軸が、担い手あるいは住民、あるいはそのコミュニティの構成員、次は、

基本的なフィロソフィといいますか、考え方、哲学で、今日を書いていただいたところでは、例えば 10 ページの上の二つの〇の部分が含まれると思います。これに公助・共助・自助みたいなことを入れるかどうかというのが論点の一つだと思います。それから三番目はそれと関連する活動という領域で、これは個々の活動という意味と、見守りのような、いわばその住民がいることによって発生してくる役割のように考えてもいいのではないかと。活動の領域ですね。それからシステムとネットワークということで、最後にエリアという、5つくらいの構成にしてはどうかと思います。

このような福祉コミュニティが、どのように他のコミュニティ、教育コミュニティなどにつながって広い意味でのコミュニティを形成するというイメージができるかというのではないかと思います。

○大橋座長

財源論だとか組織論だとかシステム論とか小林委員が言われましたが、多分そのシステムの関係性の問題をもっと強調して書いた方がいい、そこをもとにして自助・共助・公助と、こう言ってるよというふうにした方がここではわかりやすい、それを財源と提供組織論とかと書きちゃうとちょっと混乱するかもしれないということで、その辺でいくと三本松委員が言われたことは、関係性でいけばこれはこれでかまわないかもしれないということなので、それを拡大していっちゃうと、ちょっと何が何だかわからなくなっちゃうので、ちょっと整理をしていただきます。

今日、今田委員がいないのがちょっと残念なのですが、今田委員の意見も聞きながら、公助の空間という言葉が使われた時に、多分私は関係性のところなんだと思います。ハーバースなんか問題にしているようなところかなというふうに理解をしていたのですが、それでいいんですかね。局長も言われたので、この辺の部分は少し変わるということだし、文言なり表現の仕方は最後の最後までいろいろご意見をいただきたいと思いますので、基本的な考え方、構成はよろしいということであれば、そのまま進めさせていただきたいと思います。

それではⅢのところはよろしゅうございますか。

10 ページの上から二つ目の「これまでの福祉は、対象者を」と、こう言っているんですが、対象者とか当事者というのがどうもかつての救貧的な施策の時の対象者とか当事者とかいう言葉その場合には使っているけど、果たしていいのかという、社会福祉法は福祉サービスを必要とするものとか、福祉サービスを利用するものとかというふうに分けているので、この辺の言葉は少しまたご意見があればいただきたいというふうに思いました。対象者というのはわかりやすいといえばわかりやすいんですけどね。

それではⅢは皆さんから意見は出ませんでした、11 ページの「ネットワークで受け止める」というところが実は大変重要なわけですよ。関係性の中ではネットワークをどうつくるかとか、ネットワークの中でどういうふうに受けとめていくかとか、だからこそコーディネートという機能があるのですが、この辺も後ほどまたご意見があればいただきたいということで先に進めさせていただきます。

それでは 14 ページ以降のⅣの地域福祉を推進するために必要な条件ということ

で、前回かなり自治体の役割というようなことがあって、随分書き込んでいただいている部分があるんだろうと思いますね。17 ページに市町村の役割と書いていただきましたし、また運用の弾力化なども随分書き込んでいただいています。それではⅣのところについてのご意見があればどうぞ。

○長谷川委員

先ほどの清原委員からの話のような民生委員の仕事の内容、具体的なことというようなことを私も思っておりましたが、それは最後の段階でもって既存施策の見直しのところでも出てくるのかなと思っていたのですが、ぜひまたそういうことも含めてお願いをしたいと思います。

いろいろと我々の方の仕事の中で、新しい仕事がどんどん日を追うごとに出てまいりまして、訪問活動そのものを例にとってもみても、来年のお正月から赤ちゃん訪問事業ということで、生後4カ月の赤ちゃんが生まれた家庭を我々が訪問しますという一つの制度というものも生まれてまいります。4 ページでもってオートロックのことがあったのですが、それというのもやはり呼び寄せ高齢者が多くなってきているから、急にポンと呼ばれて行ってもなかなか中には入れないという、そういう一つの前提があるわけなんです。やっぱり地域の中では今社会情勢がどんどん変わっていく中でもって、家族関係の変化が進んでおりまして、日中1人でお年寄りとか、老夫婦だけの家庭がひじょうに増えているわけですから、それらの関係ということも考えますと、地域福祉の中でお互いの顔の見える環境づくりということが必要じゃないのかなと思います。そういうことで、顔の見える環境づくりをぜひ一つ項目に入れていただくというのが方策の中でご提言いただければありがたいなというふうに思います。

○大橋座長

先ほど場を確保するとか、そういうところが書いてあるので、その辺に場のもつ意味みたいなようなこと、さっき居場所の問題もあるのですが、顔の見える関係性だとか、何かそんな表現なんではないでしょうか、少し工夫をさせていただきますし、先ほどのアウトリーチはこの14 ページのところを書いてあるので、結構全体をみると散らばっているんですね。ただ、その部分だけどうしても論議の仕方が柱ごとにやっているから足りないよという面もありますが、全体をみるとそれなりにあるので、その辺は向こうにあるのをこっちへもってきた方がいいとか、こっちにあるのを向こうにもっていた方がいいとかということも含めて、後でご意見をいただければと思います。

今の長谷川委員のところは15 ページのところの活動の拠点とか、そういうところのもつ意味の中に少し説明をするというようなことでしょうか。

○佐藤委員

まず1番目の住民主体を確保する条件があることということに二つ〇があるのですが、もう一つ、それと先ほどお話が出ておりましたが、福祉教育であるとか、福祉学習であるとか、それから提供をちゃんと受けて必要な情報を得るということ

ですね、それがないとやっぱり解決していけないわけですから、記述としてそういうものを入れていただく方がいいというのが一点です。

それから二番目の課題の発見のためにということで、課題発見が動いていくわけですが、その課題を発見して解決にいきなり結びつくという話し、個別のケースでいくとそういう動きになるのですが、もう一つ、課題を共有化をして共同の課題として地域の資源をつくっていくというような動きにつながっていくという意味では、その課題を共有をして、お互い自分たちの問題だとして一緒に考えるというようなプロセスが間に入る、そういうプロセスが入ることが、例えばこの範囲の問題の中で出てくる中学校区や小学校区という少し広い範囲でとらえて課題を共有化をしていくというようなことだと思います。

基本的にはその見守りの活動であるとか、細かな地域の動きを察知しながら具体的に援助するとかということやはり自治会範囲ぐらいの狭い範囲ということで、この中でも随分議論が出ていました。そしてそれとは別にもう一つ広い小学校区なり中学校区なりの範囲をもってくるという意味では、そこが適切であるということを押さえる意味でも、その課題の共有化、もしくは共同化みたいなことを文言として入れていただく必要があるということを感じました。以上です。

○大橋座長

先ほど長谷川委員が言われたのは、14 ページの下の圏域です。佐藤委員が言われたのもそこなので、その辺のところ、圏域を柔軟に考えながら、そこにおける関係性のもつ意味みたいなものを少し書き加えた方がいいと、こういうことでいいでしょうか。

○清原委員

例えば、私たちが直面している課題というのは、世帯ごとをみた時に、高齢者が深刻な介護ニーズがある場合には介護のニーズに対応する世帯と位置づけられて、それが仮に同居しているにせよ、していないにせよ、なぜそうした介護ニーズが生ずるかといったら、他の世代が子育て、あるいは職業上の問題に直面しているとかという複合的なことがありますね。

そのことについてかなり今回も問題の複合性についても触れられているのですが、同様にそれを解決していく時に、担い手というところで例示されていることなんですが、活動の核となる人材がPTAや青少年団体など、福祉に限らず他の様々な活動を通して云々というふうにありますね。

これらの例が象徴的なんですが、例えば、民生委員でも就任する前に何をされていたかといったら、PTAの経験者であったり、あるいは三鷹市の場合だと青少年問題の対策地区委員会の委員であったり、交通問題の対策の地区委員会委員であったり、子ども会を指導しているボランティアであったり、それぞれ何らかの経験をされていて、民生委員に推薦されるというようなことがあります。

他にも保護司の前歴をみても、そうした地域の何からの活動をされている方とか、人権擁護委員でも行政相談委員でも、何らかの別の専門以外の活躍をされている例があります。そうしたことで幅広く考えますと、必ずしも児童館で支援している人

が大人ではなくて、三鷹だと中高生が小学校の児童に対して遊びのボランティアをしているとか、世代的にも年代的にも、あるいは属性的にもかなり広範に潜在的なこうしたいわゆる「共助の取り組み」に参加できる担い手というのはいるようなんですね。

その時に、私たちは地域の取り組みですから、その支援となる財源が、前の活動資金にかかることですが、厚生労働省の枠組みであろうが、文部科学省の枠組みであろうが、それを私たちはかなり総合的包括的に考えながら市民ニーズにかなった仕組みをつくっていきます。したがって一方で担い手については多様性を尊重しつつ、コーディネートしている役割を、ある場合には自治体が果たしたり、ある場合には民生委員にお願いしたり、ある場合には社会福祉協議会にお願いしたり、あるいは独自に今後は地域福祉のリーダーを養成していくということで、幅広く求めていくというところをかなり手厚く書いていただければと思います。

あわせて 17 ページの 6 の市町村の役割というところで、改めて「場の提供」においても、あるいは「機会の提供」においても、あるいは「連携の提供」においても、フォーマルサービスを中核としたサービスのコーディネートにおいても、自治体が大変重要な役割を担っているという、この記述について、私は不足はないのですが、実は最後の○の 5 番目の「国においても市町村で柔軟な対応が可能となるよう、施策の設計や実施にあたっての配慮が求められる」という 2 行というのは、かなり革命的というか、改革的な記述で、私はこれを心から応援したいと思っております。地域福祉包括補助金的な用語にしまえばちょっと狭くて恐縮ですが、実は中身には相当豊潤な可能性を秘めた、そんな方向が今後検討されていくことは実は本当に重要なことです。財源論についてはすぐ市町村にはね返ってくるので、言及はこれ以上避けたいと思いながら、実は国と市町村との関係で、地方分権の中、このような包括補助金的な発想がもし提案され検討されるとするならば、私は「新しい公」、「新たな公」の実現可能性をかなり高めるものだと思います。

ただ、留意点のところ、公共性とか公平性とか最適性の判断基準を、いかにこうした枠組みができた時に、私たちが公共団体として担保していくか、そして国がそれを保障していくかということについての吟味というのは、課題としては残されます。でもそれを十分配慮しつつ、思い切った方向性が出されるとするならば、私は本当に大いなる改革ではないかなと受けとめました。

○大橋座長

全国 1,800 自治体が清原市長と同じように考えてくださればよろしいのですが、そうではないので、この辺は柔軟にと言いつつ、一方では全国民の底上げをどうするかということでは、まあ留意点の方にある意味ではサービス水準の評価の機能みたいなものをどうするかなんていうのを大胆に書き込まないと、市町村のアドミニストレーション機能が見えなくなっているんですね。

それで私なども地域福祉計画が今 10 年前と随分違うなと思うのは、市町村のソーシャルアドミニストレーション能力をどうするかということが大事で、その一つはやっぱりサービスの水準向上なんですよ。それから人材の研修なんですよ。そういう機能をやっぱりきちっと書き込まないといけないと思います。

○清原委員

実はその4のところに既存政策の見直しのところに検証というのが明確に書いてあるのですが、実は既存施策だけじゃなくて、私たちが提案しているこれからの地域福祉のあり方によって生まれる新しい事業とか政策についても、たえざる検証というのが必要で、それも事後評価も重要ですが、第三者評価とか、そういう仕組みをしっかりと福祉の領域の中で確立していかなければいけない。そうでなければ地域福祉の中の「新しい公」、いい意味での支えあいの仕組みというのが、いわゆるサービスを必要としている方の視点に立って成り立たないのではないかなということで、今大橋座長がはっきり言っていただいたように、基礎自治体も、あるいは事業者も、ボランティア団体も、すべてそうした事後評価と第三者評価にたえ得る検証の仕組みというのは、きちんと明記していただくことは必要だと思います。

○小林委員

IVの構成は、1、2、3、4、5、6となっており、これは市町村の役割と、その前に書いてある条件・方策でなりたっていますが、それぞれは誰がその役割を果たすのですか。市町村がやることと、条件があることというのはどういう関係があるのでしょうか。全体にここは何か市町村の役割が全部とも見えるし、そうではなくて、この黄色のところは誰か別の人たちがやるようにも見えます。条件というのは政策に結びつく部分ですから、もう少し整理していただいた方がいいのではないかという気がします。

○大橋座長

例えば、14ページの住民主体を確保する条件があることというのは、これは必ずしも行政だけでできるわけじゃない、自分自身も考えて欲しいし、地域福祉の中核的推進である社協もこういうことも考えて欲しいとか、そういうことをもう少し大きく言ってるから、そういう大きなことを言いながら、最後はやっぱ一番大事なところは市町村行政だよという流れなんだと思いますけどね。

○小林委員

特に計画を入れていただいたのはすごくいいと思いますね。計画はかなりやっぱり全体を担保するひじょうに重要なところですので。

○大橋座長

だから計画の中身などもどこまで書き込めるかというのがありますが、さっき出たようにアウトソーシングが随分増えてくればくるほど、民間のサービス事業者が増えてくればくるほど、市町村の行政の責務というのはきちんと全体を見たアドミニストレーションの機能をもたなくちゃいけない、そのアドミニストレーションの機能が何なのかということが論議しきれてないんですね。今回はそこまで踏み込めるかどうかわかりませんが、いずれにしてもそういうことを少し整理をしたいと思います。

○河西委員

担い手のところで、人材の育成というところで、実は即人材にはならないかもしれませんが、いわゆる教育という場面で、学校教育の中にも福祉といいますか、ボランティア精神といいますか、そういう教育の場があってもいいのではないかな。私ども活動の中でもボランティア体験の受け入れというのは積極的にやっていますが、その辺の担い手の育成の中で入れていただければと思います。

○大橋座長

それは先ほど長谷川委員も言われたことですので整理いたします。

○佐藤委員

コーディネーターという部分、ここで見てますと個別支援を調整をするという役割は出てくるのですが、その中で先ほども言いましたように課題を共有化するとか、その中から資源をつくっていくとかということをしようと思うと、その個別の援助だけではなくて、コミュニティワークの機能を合わせてもっていかないといけないだろう、そういう記述を少し入れていただければと思います。

○大橋座長

それはコミュニティワークなのか、コミュニティソーシャルワークなのか、これだけ個別援助というと、コミュニティワークですか、コミュニティソーシャルワークですか。

○佐藤委員

コミュニティソーシャルワークということでは、ソーシャルワークの機能だけではなくもう一つの抱き合わせのコミュニティワークの部分も機能としては必要だというイメージです。

○三本松委員

表現のところだけなんですけど、14ページの2の最初の○のところ、「自ら問題解決に向かうことのできない人の問題」というふうに書いてあるのですが、これは10ページの先ほど大橋座長が指摘した対象者のところで、何々ができない人と一面的にとらえることはないというふうに書いてあるので、ちょっとこの辺を注意した方がいいんじゃないかということと、もう一つが15ページの最初の○のところ、「地域福祉は・・・である」というふうになっていて、これも読み方によると定義になってしまうので、ちょっと書き方を考えていただきたい。

○大橋座長

ありがとうございました。いろいろあろうかと思いますが、19ページ以降の留意すべき事項は、もう時間の関係で次回にやらせていただくことにしたいと思います。冒頭に話をしましたが、タイトル自体も今日時間があれば皆さんにお諮り

したいと思っていたのですが、次回に論議をさせていただきたい、については少し考えてきていただきたいと思います。インパクトのある国民向けのメッセージと、社会福祉関係者にもう一度考え直して欲しいということはどういうメッセージを出すかというようなことですが、必要があれば皆さんに投票していただいて、こういうテーマがいいとか、タイトルがいいとかということにしたいと思いますので、考えてきてください。

それから語句だとか表現だとか、そういうものの妥当性がいろいろあるかと思えます。それはまた事務局の方にお寄せいただければと思います。それから文書でメールやあるいはファックスでも結構ですので、事務局の方にいろいろ意見があれば、こういうのはどうだろうかということでお寄せいただければありがたいと思えます。それでは局長どうぞよろしく願います。

○中村局長

また作業させていただきますので、時間が限られておりましたので、ご意見をいただけない委員の方も多かったのではないかと思いますので、あるいは細かい点でこの場で発言するまでもないというようなこともあるのではないかと思いますので、ぜひお寄せいただければと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○大橋座長

それでは事務局の方からよろしく願います。

○事務局

今回は3月14日(金)の10時から12時まで、厚生労働省の会議室になります。

○大橋座長

ありがとうございました。今度は今回と違って次回まで少し時間がありますので、いろいろまた事務局で作業していただけるかと思えますので、先ほど局長も言われましたようにいろいろ意見を率直に言っていただければありがたいと思えます。それでは第9回の会合をこれでおしまいにさせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)